

令和3年12月9日（木曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年12月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和3年12月9日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：5番から8番まで）

議 事 の 経 過

令和3年12月9日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。
これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。
諸般の報告をします。
欠席者の報告を致します。
矢野昭三君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。
以上で、諸般の報告を終わります。
日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許します。
質問者、中島一郎君。

1 番（中島一郎君）

おはようございます。
それでは、一般質問を始めさせていただきます。
昨日は、4人の同僚議員が一般質問を致しまして、質問予定時間が4人で2時間30分でありました。今日は同じように4人の一般質問をするわけですが、質問予定時間が3時間20分。約1時間長くなっておりますので、できるだけ質問の方も簡潔に努めていきたいと思っておりますので、執行部の皆さんもひとつその点、明快な答弁をお願い致します。
それでは、第1番目の町政運営について質問を致します。
昨年の10月4日に、松本町政は誕生致しました。このころには、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症防止対策と、これに伴う影響を受けた経済対策関係にも、早い段階で町単独の支援策が打たれていました。
そして、今年の3月議会定例会には町長から、令和3年度施政方針が提出され、町政運営の基本方針や主要施策についても概要説明があったところであります。
これには全職員がかかわり、平成30年6月に策定された、本町最上位であります黒潮町総合戦略を基軸として、本町のさらなる発展に向けた取り組みと施策の充実に期待を致しました。
令和3年度も残すところ3カ月になったところでありますが、町政運営に当たり、この1年間を振り返り率直な感想と、来年度へ向けての抱負を問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の、町政運営についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。
私は、昨年10月に町長として就任したわけですが、前任者とは目指す政策に大きな違いはありませんでしたので、令和2年度につきましては、積み残されている課題をより具体的な形にすることを心掛けて取り組んでまいりました。

例えば、私の公約の最上位にあります高規格道路の早期完成への課題を明確にし、具体的にするための各部署に振り分けるプロジェクトを立ち上げたことなどでございます。

令和3年度につきましては、3月議会でお示しさせていただきました施政方針に基づき取り組んでいるところでございますが、町政運営のあらゆるところに影響が出ているのが新型コロナウイルス感染症対策で、今年度、やはり特出すべきことは新型コロナウイルスワクチン接種への取り組みでございました。おかげさまで、当初目指した2回目までの接種につきましては、医療関係者の皆さまをはじめ、その他の関係者および住民の皆さまにご協力をいただき、11月19日現在、大きな問題も発生しない中、町全体で83.1パーセントの方が接種を終えています。

しかしながら、ワクチン免疫力の低下やオミクロン等の新たな変異株への懸念もあり、3回目の接種実施など、まだまだ新型コロナウイルスとの闘いは続いています。

そういう状況を踏まえる中で、国が決定致しました、過去最大の財政支出といわれる新型コロナウイルス禍の長期化などに対応する新たな経済対策を、町としてもしっかりと捉え分析する中で、新型コロナウイルス感染症対策をむしろ町の活性化対策に結び付けていくような施策の展開を図って、黒潮町総合戦略の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ありがとうございました。

今、町長の方からありましたように、この1年間、本当に新型コロナ感染のこの接種等におきまして、その取り組みは、私どもも町の職員はじめ関係機関、皆さま方のそのご努力に対して、ほんとに町民からも高い評価を得たと私は思っております。

このことを生かして、今後の町の活性化に生かしたいということでございますので、ぜひこのことを前進させるような努力をお願いしておきます。

そして、続きましてカッコ2の方へ移らせていただきます。

今もありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響で住民とかかわる集会などの開催ができないこともあってか、住民と行政との距離感ができたように、私は感じております。先ほども申し上げたとおり、町長就任後1年を経過したこともあって、新型コロナ感染がある程度収束されれば、住民との意見交換の場として各地域での座談会を開催し、密接な信頼関係を築くとともにさらなる町の発展を描き、期待と安心感の持てる町づくりを目指すことができないかということでございます。

この一般質問を出した後に、南アフリカなどで新しい変異株、オミクロン株が仮名されて、今、世界的に50数国で感染拡大をしている状況になったわけですがけれども、そのことも含んでですね、町長の見解をお願い致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の、町政運営についての2番目のご質問、地域別座談会の開催についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

本町では、高規格道路の延伸および南海トラフ地震対策を見据えたまちづくりのビジョンを作る必要が

あると考えており、現在、インターチェンジの開通が数年後に控える佐賀地域の事業者、17事業者を対象にして今現在14事業者まで実施しておりますけれど、そこを対象にヒヤリングを行っているところでございます。

また、今年度は、高知県が実施する集落調査が町内の26地区で行われており、区長等代表者の方から課題などをお聞きしておりますが、その機会にも、町も同行致しましてご意見などをお聞きしておるところでございます。

さらに、町内の公共交通の在り方に関しても、地区や関係機関、団体とのヒアリング協議を実施しており、移動手段などの地域課題について意見交換をさせていただいているところでございます。

そして、洪水、土砂災害防災を考えるワークショップを、令和3年度は熊野浦、白浜、蜷川、旧白田川地域で、11回ほど実施をしております。

ご質問の地域座談会につきましては、従来の全地域を満遍なく回るという形式での実施は、現在のところ予定をしております。

座談会などを通じ町民の皆さまからいただいたご意見というのが、町政運営を行う上で、また、まちづくりを考える上で非常に重要なものであり、地域の現状や課題を押さえる施策等を構築する上で基礎となるものであるということは、もちろん認識をしているところでございます。

今後、現在行っている佐賀地域を対象としたヒアリングのように、地域課題等テーマに合わせた関係地域や地区、関係機関や団体等へのヒアリングや意見交換を行うとともに、その他あらゆる機会を通じて住民の皆さまと意思疎通を図りながら、各種施策の見直しや新たな施策の立案へつなげていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

町長が答弁されたことも理解できるわけですが、今の佐賀地区の高規格道路、そういう関係でいろいろ関係機関、代表者の方なんか等、今のところ17事業計画のうちで14事業の方とお話されたとか、集落調査の関係とか、いろんなパターンでやられていると思います。

なかなか、町内にも60集落程度あると思いますので、それを一つ一つ地区懇談会を開けという理屈ではありません。私が心配したのは、やはりその地域地域のリーダー格といいますか、そういう先鋭的な方との話し合いというのはできても、まあ町長の中にもありましたけれども、やはりその地域で暮らす皆さん方、幅広い意見をくれるというのが非常に大事なことでございます。

例えば、今、佐賀地区らでよく聞かれるのは、医療体制の問題、佐賀診療所の問題。それから、やはりその地区地区で個別的な要望とかお願いとか出てきます。そして、年齢対象とした高齢者の皆さんのいろいろな要望。そういうことをある程度含みを入れて聞き入れ、そのことがこの町政運営に生かされることが、やはりこの1万700人の方の総合的なものの考え方として捉えていくべきではないかと思うわけでございます。

今やりようことが、町長がやってることが間違いではありませんけれども、できるだけそのようになかなか日々会えない。よく聞くのは、今の町長をまだ見たことがないというような話を結構聞かれます。やっぱり町長の顔を1回見れば町民の方は安心もしますので、そういうことの含みもありまして、今回この質問をさせていただきました。

そして、ひとつ、ちょっとこれ私の見解が間違っているかも分かりませんが、先日から防災担当職員という言葉が出てきますが。

私は、これ私の認識は間違っているかも分かりませんが、昔、合併のときに地域担当職員制というのが多分あったと思います。それは、佐賀の職員が大方地域の部落を知らないということで、佐賀の職員が大方の部落のその地域に入り、大方の職員が佐賀の部落の地域に入り、その地域を知ること。そして面識をつなぐということ。地域の要望を聞いて行政に反映するという。いろいろなその項目があったわけですが、その防災担当と地域担当職員とはセットになったものではないわけですか。もうその地域担当制というのはなくなってるんですか。

その点をちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、中島議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

地域担当制、合併当時に告げられた地域担当制と、現在やっております防災に特化した地域担当制の違いについて、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

ちょうど私、その合併当時の地域担当制をやったときに、係長として担当しておりました。そのこともありますのでその経過を話させていただきますと、当初、下村町長の時代でございましたけれど、地域担当制のことが挙がってきて、やはり合併して佐賀の職員の方は大方の方を知らないで、大方のまた職員は佐賀の方を知らないで、それぞれ自分の生活圏から遠い所に絞って地域担当制をしよう。しかもそれは3年間、取りあえず実証実験的にやりましょうということで始めました。

そして、そのときは特別の行政課題を絞らずに、全てのことについて地域を知るという大枠の中で、できるだけ自分の知らない地域に担当制を位置付けて実施して、3年間やりました。

その総括としてまとめたのが、やはり満遍ない活動というのはどうもうまくいかないと。どこまで何をしていたか分からないし、やり過ぎると自分の仕事ができないというような、非常に行き詰まりがございまして、そのときは3年間の実証実験で一応終わりました。

その後、大西町政になったときに、ちょうど平成24年3月31日の南海トラフ巨大地震の新想定を受けたときに、非常に大きな衝撃の中でどうすればいいかというときに、今度は防災に特化した地域担当制というのを施策として当時の大西町長が立ち上げました。これは、もちろん以前やった地域担当制も参考になっておるわけですが、そのときは大きく前回と違ったのは、業務を防災に絞り込んだのが一つです。

それから、もう一つ大きく違ったのは、今までは自分が住んでいない、知らない遠い所の担当になったのではなくて、できるだけ自分が住んでる身近なこの担当にした、というところで大きな違いがございまして、

そうして、当時の新想定があまりにも大き過ぎたもので、防災担当だけ情報防災課、特に南海トラフ地震対策係にそのときに2名でしたので、それではなかなか対策、対応できないという事情もありまして、防災に特化した地域担当制を実施しまして現代に至っているところでございます。

これは非常にうまく機能して、ちょうどその後、私は情報防災課長になったわけですが、当時出た事業ボリューム、平成24年の9月に防災事業費として約9億ぐらいの大規模補正をしたと思うんですが、そのときにはやはり地域担当制が機能してなければ、恐らく担当部署だけでは実施できなかったので

はないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ちょっと私の方が認識不足で、申し訳ございませんでした。

確かに防災に特化した、その時期には大変大事なことでありましたので、その事業効果というのは私どもも認めるところでございます。

この黒潮地域担当職員設置要領というのは、まだ例規集の中に残ってるんですね。多分。これは私、ちょっと見たんですけども、一応、今町長が言われましたように防災を特化した形では、終了ではないです。これはこれで継続していかないかと思うんですけども。

今度はもう一度転換して、どうもこの内容を見てもみますとですよ、今の事態に結構この目的が合うわけですね。地域担当制の方が。地域活動への参加および交流の促進、情報の収集および提供ならびに地域と行政との連絡調整とか、地域課題の発掘とかいろいろあるんですが、どうもこのへんのことが。それは防災に特化しておりますので、そこへ目がいきますね。そういう形になるかも分かりませんが、もう一度、そこらあたりの底辺のその地域の要望とかそういうことに職員がかかわって知るということが、うんと地域活力になってくるように私は思うわけですけども。

そのへんもですね、今後、一つの課題として考えていただければと思うわけです。

このことにつきましてはもう答弁はよろしいですので、次に移らさせていただきます。

2の産業振興、農業振興について質問を致します。

中山間地域では、農家の高齢化がひたひたと迫り、担い手の確保が喫緊の課題となっています。生産性を高めるためには、耕作放棄地の解消や補助整備事業による農地の集約等の計画を立て、高収益作物への転換が望まれます。

これからの持続可能な農業を目指すためには、生産者の要望や実態を把握し、そして行政の方向性が示された上、計画性のある取り組みが必要とされます。

このために、農業、生産者の実態を知るための意向調査を行い、集約された農業振興を図らなければなりません、このような活動はされているのか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の、農家を対象とした意向調査等のご質問にお答え致します。

農家を対象とした意向調査につきましては、地域での中心となる経営体の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を記載した、人・農地プランの実質化に向けた取り組みの中で、アンケートと意向調査を実施しています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

農業全般の意向調査をしているということですが。

よければですね、大体総括で構いませんけれども、その概要いいですか、その点をかまらったら教えてください。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の再質問にお答えします。

今ほど説明した、人・農地プランの実質化とは、農業者の年齢とか後継者の有無とかをアンケートで確認し、これから5年、10年後に後継者がいない農地をどうするかというふうな格好を、町と地区とかいうふうな格好で話し合いをし、5年、10年後の農地利用を担う経営者の在り方を決めていくものです。決めるといっても、方針を決めていくものです。

その内容は、対象地区の現状、対象地区の課題、対象地区における中心経営体の農地の集約に対する方針で、その方針のためにどういうふうな格好で取り組むかという方針。そういうものも取りまとめたものになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

すみません、もう一度お願いします。

その今やった意向調査の中の一部でも構いませんけれども、今、地域の課題とかいう部分がありましたわね。

その課題について、ちょっと資料があれば報告お願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

一部になりますが、そのときの話し合った地域の課題というふうな格好で。

例えば、農地が狭い、不正形な土地が多くて農作業に時間がかかるとか、あと、水路とか施設が老朽化し解消しなければならないとか、個人農家の機械更新が課題とかいうふうな格好で、地区によってさまざまな課題が出ております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ちょっと私の質問が悪かったかも分かりませんが。

私の方はですね、できればこれから農業の在り方。国の方は強い農業を目指してということをやっているわけですが、農業のその就労の場とか、新しい新規就農とか、そういう意欲のある人とか、そういう形が黒潮でどういうものになっているのか。そういうことを知りたかったわけですが、どうも意向調査は、今後この5年、10年の農業の基盤とか生産とか、そういうところの部分への意向調査であるようでございますので若干ずれがありました、ここで置きたいと思います。

それでは、カッコ2に移らせていただきます。

これ一例として、平成25年度に設立された町の農業公社は、担い手支援事業を利用した新規就農研修生、そして研修を受け入れ農家や親元就農支援など幅広い活動がされておりまして、また、その実績も年々残しておられます。

さらにこれを生かして、関係団体と連携の上、新たな戦略を見出すことは考えられないか。

この点についてお伺い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは中島議員の、農業公社と関係団体の連携についてのご質問にお答え致します。

農業公社は新規就農者を育成するため、農業経営と農業技術を習得するための研修を実施するとともに、農業経営を行うことで、農業振興を図ることを目的に平成25年3月に設立された法人です。

当初、農協からの出向の指導員1名、研修生2名で新規就農研修を開始しましたが、平成30年には農業公社で雇用した指導員1名、農協から出向の指導員1名の2名で、3名の研修生を指導する体制に拡充しています。

また、令和2年度から組織間連携における事務局も行っており、スマート農業推進のため、農業用ドローンを導入した広域的な水稻の防除実施体制整備、また、機械の共同利用を行える体制整備等、黒潮町の農業振興に大きな効果を発揮していると考えています。

これからも地域農業の振興を図るように、農業公社と協力して各種事業を進めていきたいと考えており、新たな戦略としては、農業公社に地域おこし協力隊制度を活用した集落営農支援が行えないか、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

一番最後のところに、今後、農業公社と力を合わせて地域おこし協力隊との、こういうふうに就農していただきたいというふうな、そういうこともやっていきたいという答弁があったわけですが。

私はこのことを非常に重視しておりまして。それはなぜかといいますと、町長は、先ほども言いましたように昨年10月に当選致しまして、当選とともに臨時議会。そのときに施政方針を出されております。そして、また今回も行政報告要旨ということで、来年度の予算編成についての基本的な考え方、これ9項目あったわけですが。

その中でも、同じような形でですね、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組みというのが、この9つの中の一つとして入っております。

非常にこの項目としては私たちも関心を持っているんですが、そういうことの展開がこの戦略としてどういう形にできるのか。1年経過して、来年度もそのこと入ってくるわけですが。そういうあたりを見通して私は質問をしたわけですが、なかなかいろいろなこともありますので思うようにいきませんが、ぜひ行政の方もですね、今、課長からありましたようにこの地域おこし協力隊、そういうことの利用なんかもして、農業の活性化を図っていただくことに期待をしておきます。

それでは、次に移らせていただきます。

新型コロナ感染の経済対策の一つとして、新品目・新品種挑戦支援事業、これは新規の花弁（かき）作りに挑戦する花弁（かき）農家への支援。そして、農業収入保険制度加入促進事業。これは、農業者の経営努力では防げない収入減少の損失の補償の支援を挙げてきました。

この実績を問います。

また、グリーンレモン栽培については、一定の歳入条件を設けた上でさらに上乘せ補充を実施し、生産者意欲を見出しています。

産地化を強力に後押しすることで生産規模拡大を図ることにもなりますが、この取り組みについても聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の、新品目・新品種挑戦支援事業、農業収入保険制度加入促進事業の支援状況、グリーンレモンの栽培の生産拡大の取り組みのご質問にお答えします。

新品種・新品目挑戦促進事業は、ハイブリッドスターチスという品種を導入した3戸の花弁（かき）農家が事業を活用しており、その支援状況は、令和2年度実績で、種苗、栽培資材等の補助を3件、金額にして183万円。令和3年度は3件で、397万5,000円です。

農業収入保険制度加入促進事業の支援は、保険料の20パーセントを補助するもので、令和2年度実績は51名、44万8,000円で、（後段で、「1年で44万8,000円ではなくて、2年度の一部の実績」に訂正の発言あり）本年度も保険料の20パーセントを補助する予定です。

グリーンレモンについては、施設レモン産地化支援事業による施設整備への補助で生産規模の拡大を図ることと、都市部市場関係者を黒潮町に招聘（しょうへい）し、生産現場の視察、生産者と意見交換を行い、黒潮町産グリーンレモンの知名度向上を行うことを本年度も計画しており、ハードおよびソフトの両面から産地化に向けた後押しをすることとしていました。

しかしながら、都市部市場関係者の招聘（しょうへい）は新型コロナウイルス感染症の影響で行うことができず、町内飲食店から産地としてPRを実施する取り組みに留まっております。

現在までの取り組みから生産農家および販売額は増加傾向にあり、今後も今年度計画していた市場関係者招聘（しょうへい）を検討するとともに、グリーンレモン栽培農家の団体であるグリーンレモン研究会と意見交換を行いながら、生産規模および消費の拡大を図る産地化に向けた支援を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

グリーンレモンについては、まだまだ生産が強力的に伸びていくと思って、産地としてのひとつ印として頑張ってもらいたいと思うわけですが。

この農業収入保険。これ、県下でも早くに町の方は補助金の支援をさせていただいたわけですがけれども、やはりこのコロナ禍の影響もありまして、そして今年はずいぶん、隣の町の四万十町なんかは9月16日の台風14号で、興津とか志和地区のミョウガのハウスとか、そういうところで大変な被害が出まして、浸水の。この収入保険で非常に助かったとか、そして、一時的なつなぎ融資として、その保険は担保にし

てお金借りるわけですね。そういうことの運用とか、そういうことをされているようでございます。

今、うちの町でも 20 パーセントの補助をさせていただいているわけですが、昨年度の実績が、51 戸で 44 万 8,000 円と言いましたかね。これ、コロナ感染の経済対策の一つとして、私が言いましたように今実施しているわけですね。

そういう状況を判断したときに、今年もこのコロナ禍の影響というのが出てきてるわけですね。それから、この後ちょっと質問もしますが、原油高の高騰による影響とか。

だから、そういうことをちょっと考慮させていただいて、今 20 パーセントのものをですね、来年度はもう少し 20 パーセントを 30 パーセントか、そういうふうになんか上げていただいて、その加入農家を増やしていく。これはうんと大事なことであって、ただ増やすのだけではないし、これはやっぱり税の青色申告等も出てきますので、経済的な効果というの自分の生産性とかいろんな部分を税から知るということは非常に大事なことでございますので、その意識付けとともにですね、こういう収入保険で加入することによってそういう補償ができる。こう 2 面あると思うんですね。

そういうことから考えたら、これは本来行政がすることじゃないかも分かりませんが、農協さんなんかはどんどんそういうことに努めていかないとことかも分かりませんが、もう少し 20 パーセントを、一時的であっても 30 パーセントとか、そういうふうになんか上げてやった方が、私はもう少し加入促進が図れるのではないかなと思うんですけども。

その点はどうですか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

中島議員の再質問にお答えいたします。

補助率をちょっと上げたらというふうな格好なわけですけど。ほかのちょっと市町村で調べた場合、ちょっと高いところもあります。ただし、それは 1 回限りとかいうところもありますので。

これらの関係で、去年、今年だけではなくて、ある程度その補助率はちょっと下がるかもしれないですけど継続していきたいと考えております。

そういう意味で、一時的に上げてではなくて、長期的な補助をやるということになると、どうしても補助率をあんまり上げるということもちょっとできんと思います。

それと、すみません、先ほどの 2 年度実績なわけですけど。2 年度に入った保険料の全額ではなくて、3 月までに支払った保険料の実績ということになります。

今年度の実績いいですか、払った分も追加でありますので、1 年で 44 万 8,000 円ではなくて、2 年度の一部の実績というふうになんか全体の実績が出てないので、約半額ぐらいで、これの倍額ぐらいにはなるんじゃないかなと思います。

そういうことで、ちょっと保険料の増額はちょっと検討はしたいと思うんですけど、ちょっと困難かなと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

はい、分かりました。

いろいろな方法があると思いますので、今課長が申しあげましたように、持続的に長くその補助をしていきたいという考え方ではありますが。

ただ、この補助要項の中に、課長のその意思是伝わりましたが、補償の期間というのがないわけですね。例えば、5年とか10年とか。そのことは、やっぱり生産者側にしたらちょっと不安部分がありますので、その点はひとつよろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。水産業振興について。

9月議会の一般質問において、近海における春先のビンナガカツオ、マグロの不漁と、新型コロナ禍による漁場低迷の影響もあって、カツオ一本釣り漁船の運営が一段と厳しさを増していることから、国、県、関係自治体、農業業界団体からの情報収集により、この動向を把握した上での町の支援策を要請しました。その後の進展ということにしております。

9月にやって、12月に同じようなことを質問しているわけですが、大変申し訳ないところもありますけれども。これには事情がありまして、大型船は今漁期終了で、11月の末から12月初めに帰ってきました。そしてもうすぐに、来年の早い大型船の出漁は多分、1月の末から2月の初めにはもう出港すると思います。その間が非常に勝負のときでありますので、また再度質問をさせていただきましたので、その点はひとつよろしく願いを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ4、9月議会一般質問で近海カツオ一本釣り漁船の不漁対策等の支援を問うたが、支援策に進展はあるかのご質問にお答えします。

9月議会におきまして、カツオにつきましては全国的な問題であることから、日本カツオ学会やカツオ県民会議等、学識関係者や業界関係者などとの意見交換、活動の場をうまく活用し、現在の全国的な情勢を踏まえたカツオの流通の在り方や食文化の形成等、さまざまな面での情報収集を行いながら、町としてどのような形で施策を進めていくか、検討してまいりたいと答弁をしたところでございます。

先日、高知カツオ県民会議のカツオ資源調査・保全分科会がございまして、土佐沖における海況の変化、ゲジカツオの発生要因などについて、意見交換を行いました。黒潮町地先における藻場等の変化につきましては町としても認識し、資源管理型推進事業等によりその対策を進めてきたところですが、そういった発生要因につきましても、海の豊かさ、あるいは餌の不足に要因があるのではないかとのお話があり、魚礁の設置や藻場保全等の既存施策の充実がこれら要因の解決につながるのではないかと考えております。

今後、12月、1月にも、カツオ県民会議、日本カツオ学会主催のカツオフォーラムがございまして、引き続き情報の収集に努めて、効果的な施策等について検討してまいりたいと考えております。

また、具体的には、9月議会におきまして議員のご質問にありました水揚げ促進事業補助金につきましては、水揚げ手数料7パーセントのうち2パーセントを補助として、およそ1,127万2,000円を、9月中旬に漁業者の方に対しての支払いを完了しております。

本事業につきましては、本年の12月補正予算にて再度、手数料1パーセントの900万円の増額を上程し、引き続き来年度につきましても、水揚げ手数料合計2パーセントの補助を繰越事業として行いたく、現在、準備を進めております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番 (中島一郎君)

課長から全体的なことについて答弁をいただいたわけですが、若干焦点を絞って質問をさせていただきます。

やっぱりカツオ漁船を経営していく上では、今後ですね、経営資金融資制度、そのあたりがやっぱり問題になってくるわけですね。先般の一般質問でも言いましたように、うちには特有の水産業経営資金制度というのがありまして、これは平成 12、3 年ごろからずっと継続してやっているとありますが。なかなか、1 回作って、その後改正することが難しい理屈も分かるわけですが、もう 20 年前にできた分が今あるということは、やはりこの時代の変化とともにそぐわないともできてくるわけですね。やはりこの厳しいときにこそ、そういう融資制度が利用できればいいわけですが、内容がやはり厳し過ぎる部分とか、今の実態にそぐわないとか。これは金融機関との関係もありますので、行政だけのことではありませんけれど。その点のですね、ひとつ努力と改正を、金融機関なんかとも綿密にやっていただきたいということと。

それから、今答弁がありましたように、この水揚げ手数料については、漁協に 7 パーセントの手数を払っていたのを 2 パーセント支援していただきましたので 5 パーセントになったわけですね。

この後の質問にも出てきますけれども、今が一番この漁師の方にとって、漁業者、これも農業者も一緒です。農業の方も一緒ですけども、厳しい時代ながですね。だから、私はこの一時的でもよろしいですので、この 1、2 年でもよろしいです。この厳しいときに、本当にこの水揚げ手数料の 1 パーセント、2 パーセントの還元というのは助かるわけです。

もう一押しですね、これを 3 パーセントにできないか。無理なことかも分かりませんが、その点について答弁をお願い致します。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは中島議員の再質問にお答えします。

9 月議会での議員ご質問にありました水産業経営資金制度につきましては、出港前に必要な船舶の検査費用や資材、燃油の調達、あるいは食料等の積み込みなど、多額の出漁経費が掛かり、漁期当初には一定の運転資金が必要となるため、この運転資金負担軽減のための融資を行っているものであります。

議員おっしゃられますように今後の融資制度の拡充につきましては、9 月議会終了後、高知県漁協、また、指定金融機関を交えての基本的な制度設計や各種条件の見直しなどは、個別に協議を行っております。

しかしながら、現時点でその詳細につきまして進捗 (しんちょく) 状況等、なかなかお答えできる段階にはなっておりませんので、引き続き、今後とも両者の協議を踏まえまして進めてまいりたいと考えております。

あと 1 点、水揚げ手数料、例えば 2 パーセント以上、3 パーセントの補助の件でございますが。現在におきましても、コロナウイルス感染症の影響は収まっておりません。今後におきましても、一定は消費支出の冷え込みなど魚価の低迷、そういった状況が続くものではないかと考えております。

しかしながら、財政状況等も考慮するべきがあるかと思っておりますので、引き続き検討すべき課題であると認識はしております。

また、補助措置率につきましては、今後の水揚げの町内の動向などを踏まえて決定することとし、なお、交付金等の活用もできるのであれば、視野に入れながら今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ぜひですね、先ほども言いましたように、行政だけの判断ではできない部分が融資制度なんかはありますので、金融機関、そして県漁協なんかと連携をして、何かの方法を見いだしていただくようお願いをしておきます。

おかげさんで、近海のカツオは若干そういう不漁の状態でごございましたけれども、昨日も海洋森林課長が申し上げましたとおり、佐賀漁港へは今年の1月から11月の水揚げが、全体で2,083トン、金額として5億5,000万となっているわけですが。

この中で、カツオについて調べますと、令和3年の1月から11月が1,850トンで、金額で4億1,500万円になってるわけですね。昨年が450トンの1億5,700万でございましたので、相当な伸びになっております。これも、この土佐湾近海でカツオが回遊したと。それから、黒潮牧場の影響なんかも相当あったと思いますので、非常に嬉しいことではありますけれども、ほんとにこの1,000トン以上、佐賀の漁協に揚がるということは、近年ではまれだと思います。

そういう状況の中でも、大まかな話になりますけれども、カツオの価格が去年キロ当たり348円であったものが、今年は224円程度になると思いますので、ここに100円から120円の差が出てきますね。それをぶっかけると、ほんとにまだ、今年4億1,500万でありましたけれども、この金額は大体、本来であれば、コロナ前であれば6億ぐらいの金額になってくるわけですね。これがほんまは通常であるわけですが、確かに水揚げがあったけれども、残念ながら魚の価格が安過ぎる。50パーセント程度、50から60パーセントとなりますので。どうしても最後はこの水揚げの金額でございますので、ぜひ、これは自分たちでどうすることもできないわけですが、近年にない、この土佐湾海域では豊漁であったこと。このことを、来年以降も続くことを期待したいと思っております。

それでは、カッコ5の方に移らせていただきます。

令和3年度当初予算で、イセエビ類の増繁殖と生産向上のために、投石魚礁設置工事として、これは鉄鋼スラグ礁ですね。1,050万円を計画をしていましたが、これは完了したのか。この最終的な工事額、数量、設置場所を教えてください。

また、新規事業として、間伐材沈設型魚礁設置として198万円を計画していました。これは、町内の林業への波及効果と魚礁による効果も期待されるところでございますが、この事業も同じように完了したのか。この事業の概要を教えてください。

この2点について、お聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ5、投石魚礁設置工事1,050万円と、今年度の新規事業として間伐材沈設型魚礁設置費198万円は終了したか。来年度の計画は、のご質問にお答えします。

本年度の投石魚礁設置工事につきましては、現在、伊田地区沖合において施工の方を予定しており、令和4年2月の設置を予定しております。

また、新規事業の間伐材沈設型魚礁設置につきましては、今年度、佐賀地区において15カ所、同じく令

和4年2月の施工を予定しております。

来年度の計画としましては、鉄鋼スラグ人工石を利用した投石魚礁設置工事につきまして、水揚げの実績や当該魚礁の追跡調査の結果から十分な成果が見えていると考えておりますので、引き続き実施を続けていきたいと考えております。

なお、施工個所につきましては、来年度につきましては、現時点で佐賀地区の沖合を予定しております。

また、間伐材沈設型魚礁の設置につきましては、事業費効果の検証、全体事業的な見直しが一定必要ではないかと考えておりますので、来年度の実施につきましては、現時点では検討中でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

課長からもありましたように、投石については来年度も継続してやっていただけるということでございます。

この投石の事業については、大変この資源管理型、育てる漁業への取り組みとして、これ平成29年度から、佐賀地域から大方地域の沖合へ、大体順番制に投入設置をしていただいていると思います。

このことは大変、漁業従事者から好評をいただいております、特に高齢者の方でも、この許可期間にイセエビ作業に取り掛かって、市場も活気を帯びている時期があります。

これ、佐賀支所のこのイセエビの水揚げは、令和元年に7,300キログラム、令和2年度に9,000キログラム、今年11月末現在で8,112キログラムで金額で2,418万7,000円となっております。

ちょっとさかのぼりますけれども、佐賀、伊田、上川口漁協全体で、10月末までに1万2,873キログラムで3,824万8,000円の水揚げとなっております。これまだ12月がありますので、相当の金額になってくるのではないかと思います。漁民の皆さんも大変期待感を持っておりますので、従来の順番制を持って徐々に増やしていただければ持続可能な漁業へのつながりになると思いますので、今後もひとつよろしく願いをしておきます。

また、もう一つの新しい間伐材沈設魚礁、これも今年、担当職員がいろいろと計画していただいて、これ相当頭を悩ませたと思います。それでもですね、たとえ金額が198万であっても、この事業をやりたい。受益オーバーとか耐久性とか、いろんな心配があると思いますけれども、私はこのやるということの評価したいと思うわけですね。大きい台風が来て、1回に流されることがあって、何ら効果がなかった年もあるかも分かりませんが、また反対に、1年、2年持って、それで水揚げ高が上がることもあるかも分かりません。なかなか、そのへんが漁業の困難性の問題でございまして、行政が取り組むとこの慎重になるところはここだと思いますけれども。いろいろとですね、その施設自体を工夫していただいて、そのことには予算をどんどんどんどん増えてくるかも分かりませんが、こういうことを一番先に県下でもやって、その実績をつくって、これをやっぱり県で訴えていく。それがまた県下に広まってきますので、その中で県の補助対象事業等に組み入れていただくということもできるわけですので、ぜひその努力は今後も続けていっていただきたい。その点をお願いしておきます。

それでは、カッコ6の方に移らせていただきます。

世界的な原油価格高騰の影響で、国内ではガソリンや灯油価格が上昇し、冬場の家計を圧迫する状況にあります。

その中でも、一次産業を営む農業、これは加温が必要な施設園芸、そして漁業、漁船操業への燃油高騰

は、生産力を妨げる原因にもなっております。

漁師の方によると、コロナ禍の長いトンネルの先にやっと明るい光が見えてきたと思っていたが、現況では、一日の漁獲量と油代を比較した場合には、赤字にもなることを覚悟して沖に出なければならぬ。そのために、できるだけ油を消費せんように漁船のスピードを落として漁場に向かっているような話もお聞きしました。

ぜひですね、何らかのこの支援策を打つ時期に来ているのではないかと私は思うわけですが、町の考え方をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 6、一次産業、農業、漁業における燃油価格高騰への支援策はできないか、のご質問にお答えします。

燃油価格につきましては、産油国の生産調整などにより価格の高騰が続いており、営業経費割合の多くを占める燃油費が、農林漁業従事者にとって大変大きな負担となっていることは承知しているところでございます。

この現状を受けて、国においては、現時点、農林漁業者を対象とする支援を今回の経済対策に明記することで調整しているとの報道もございました。

まず初めに、農業関係になりますが、燃油価格の高騰は、農業の中でも特に夜間に加温が必要な施設園芸の経費の増加に大きな影響を与えることとなります。

燃油価格高騰に対する対策につきましては、国事業として、施設園芸セーフティーネット構築事業があります。

その他の対策として、三重カーテンやサニーコートを活用し保温効果を高めたり、加温機に対して電子サーモを設置し、変温管理を導入したりすることによって燃油の使用料を一定削減することができます。また、炭酸ガス発生装置や環境制御システム等での生産性の向上で、単位生産量当たりの燃油使用量を削減できます。

以上のことは、ハウス整備事業、環境制御技術高度化事業の補助事業の活用で整備ができることから、多くの農業者の方に対してこの補助事業を活用していただき、燃料経費の削減、また収穫量の増加を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、水産業関係になりますが、現時点での水産関係の国制度の状況につきましては、新聞報道にもありましたとおり、燃料費の高騰における漁業経営セーフティーネット構築事業により、既に4月から漁業者に対する補填（ほてん）金の支援を実施しております。

町におきましても、国の動向を注視しつつ、こういった前段の事業などが活用ができていない場合など、町内における新たな燃油高騰支援策につきましても、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ただ今、課長の方から、国の支援策についてきめ細かく説明をいただいたわけですが、

私の方がちょっと思ったのはですね、これで町単独、町の支援策の中で疑問というか持ったのは、9 月

議会の中で、事業者経営サポート補助金。これは事業所の水道料とか光熱費の支援を補助するものでございますが、この中に、一次産業の農業、漁業は対象外となっているわけですね。そこがちょっと、自分も疑問符が付いたわけですが。

どうも国の方ではそういう施策はありますけれども、町の方でも、この均衡性から見たときに、このあたりで何かこうできないかと思ったわけです。今、重油の価格は1リッターが100円以上になっております。通常は70円程度でございますので、30円が上がるということは、これは必然的にその日その日の漁獲量に響いてくるわけですので、なかなかこれに追いつくということは困難な状況にあるわけです。

そういうことを考えて、何かひとつ町の支援策ができないか。これ難しいのは、規模が大きくなってきますので、金額も大きくなってきます。そこが行政としては頭が痛いところかもしれませんが、そこらあたりを配慮した形で、ちょっとその物事の判断ができないかなと思うわけですが。

その点はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

町におきましては、今後の町支援の対策の中身、あるいは検討の形についての質問かと思われませんが、国の制度以外につきましては、今後、国の方が燃油高の抑制に対して800億円を出すような形では聞いておるところでございますが、何分にも全体制度としては不確定であり、現時点では不透明な形が大きいかと思います。

ただし、そういった燃油金額に対する一定の影響緩和支援策につきましては、現在、制度設計を踏まえて検討の方は進めております。

議員もご存じのとおり、水産業の方につきましては、過去の事例と致しまして、平成20年および平成21年に黒潮町燃油高騰対策緊急事業としまして、重油や軽油に対しておよそリッター当たり5円の補助や、船底塗装に対する補助を実施した経過があります。なお、この時点においては、国の燃料費高騰のセーフティーネット構築事業はまだできておらず、そういった面を踏まえますと、そういった補助を町の方でこの時点では行っておりました。

また、令和元年には、カツオ一本釣り漁船緊急支援事業と致しまして、燃油額への1パーセントの補助を行った実績がございます。

そういった過去の事例も含めつつ、今後、国の補助スキームも踏まえまして、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

これ、総合的な判断で非常に難しいと思うわけですね。うちの場合でも、近海のカツオ一本釣り漁業から沿岸漁業までの幅広い部分がありますので、どこをターゲットにして質問するかということが私の方もできておりませんでしたので非常に答えにくい部分があったかと思いますが、その点はお許しを願いたいということと。

そして、今課長からありましたように、私の方もちょっとそのことを記憶ありまして、平成20年、21

年に、1リッター当たり5円の補助、そして、令和元年のカツオ一本釣りの燃油の1パーセントの補助なんか。そういうことは、その時その時に支援しているわけですので、そのあたりの考慮をひとつお願いしておきます。

それでは続きまして、商工業振興について質問を致します。

ワクチン接種率の向上の影響で、感染者数が全体的に国内でも減少してきました。これからも公衆衛生的な感染対策を守り、第6波への警戒は怠ってはなりません。そして、新型コロナで打撃を受けた経済と暮らしの立て直しにも急がなければなりません。

このような状況の中、町内で事業を営む小規模事業者の方はこの2年間、新型コロナ感染の影響で多大な打撃を受けてきました。この間、経済支援の給付金や資金繰り支援によって、厳しい経営の中でも何とか事業継続につながり、地域経済の発展維持に努めてきたところであります。

しかしながら、給付金は別として、国や県の融資制度を利用すれば、利息は無利子であっても給付金融機関からの借り入れなどの元金の支払いは待たなしで始まってきます。コロナが収束する中でも、事業への好影響は2、3年が必要ではないかともいわれております。

この支援策についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ7、小規模事業者は、この2年間、コロナ感染の影響で多大な打撃を受けてきた。対応策はないか、についてのご質問にお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、資金繰りに苦慮している町内各事業所に対して、国や高知県では新たな融資制度の創設や既存の制度の拡充等を行い、さまざまな支援対策を続けております。

当町におきましても、令和2年度より既存融資の利子補給制度を拡充し、融資制度を利用している事業所への負担を軽減する取り組みを進めてまいりました。

議員より質問がございました、元金等支払いへの個別の対策につきましては、今回、改めて国や県の担当者に対して問い合わせを行いましたところ、いわゆる元金に対する支援策は現時点での検討は行っていないとのことでございます。

町におきましても、国や県での検討状況を踏まえ、こういった元金に対しての補助、また補給等の制度設計につきましてはかなりハードルが高く、現時点では対策は困難であろうかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

なかなか現時点では困難ということですが、経済支援のこの融資は大体5年間が無利子であると思うわけですね。そして、その後は利息を支払わなければならないようになると思いますが、この部分を何とか町単での支援ができないと、私はこう考えたわけですが。

その点はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けました資金繰り関係の内容につきましては、一例としまして、日本政策金融公庫の特別貸付などの融資を受けられている事業所の方が比較的多いと考えておりますが、その中で、例えば貸付期間が15年、うち、返済の据え置き期間が5カ年程度の場合におきまして、実質は返済期間は10年となろうかと思えます。

その間に、利子補給も含む利下げの期間なども当然過ぎていきますので、結果、5年を経過すると実質の返済金額が加算され、多額になることは十分に想定されます。

そういった中での課題につきまして、先ほど申しました国の制度以外、例えば町の対応できる部分があれば、そういったことも考慮しながら新たな制度設計に向けて一定の検討は図っていくべきかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

ありがとうございました。

最後の言葉ではありませんけれども、新たな制度設計。このへんを見つめてですね、ぜひ支援策を協議したいと思えます。

それでは、カッコ8。

9月議会で事業化した事業者経営サポート補助金として、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げの減少が続く中でも、固定経費である水道料、電気料などは毎月発生しており、この経費について補助を行い事業継続の支援を行うものとして、予算額2,500万を計上致しました。これの周知方法と、現在の申請者数をお伺いします。

また、同じように地場産品送料支援事業助成金についても、新型コロナウイルス感染症の長期化により経営に悪影響を受けている生産者や地域商店等に対して、地場産品の消費拡大、外資獲得の取り組みによる支援策を講じました。これは、キャンペーン登録店で町内の地場産品1,000円以上を購入すると、町外に送る際の送料が無料になるということで、300万の予算計上がされております。

これも同じように、周知方法と現在の申請者数を教えてください。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、事業者経営サポート補助金と地場産品送料支援事業助成金のご質問にお答え致します。

まず、9月議会補正予算にてご承認いただきました、黒潮町事業者経営サポート補助金事業の周知方法と致しましては、各事業所へのお知らせを、大方地区345件、佐賀地区140件、計485件郵送致しました。

また、黒潮町商工会窓口や商工会だよりにもお知らせを掲載し、町の広報誌やホームページを利用しての周知徹底も図ったところでございます。

現在の事業の進捗（しんちよく）状況と致しましては、11月末現在の申請件数は12件、うち10件が交付決定済みであり、順調に進んでおります。

トータルでの事業執行額はおよそ 500 万円を超えており、予算額ベースで 2 割程度の進捗（しんちよく）率となっております。

今後とも、当該事業の広報 PR に努め、該当となる事業所などへの周知漏れが無いように事業を進めてまいります。

次に、地場産品送料支援事業助成金についてでございます。

先ほど議員にもご紹介いただきましたが、この事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化により経営に悪影響を受けている事業者に対し、地場産品の消費拡大および外貨獲得の取り組みによる販売促進の支援策を講じることを目的として、町内の小売店や直販所等の店舗で販売を行う事業者に対して、登録店で町内の地場産品 1,000 円以上を購入し、町外に送る際の送料と事務手数料の助成を行う事業でございます。

周知の方法につきましては、10 月に、道の駅や直販所、商店等、24 店舗に募集案内を送付致しました。さらに、町の広報紙およびホームページでも周知を図ったところでございます。

また、先日、再度の募集案内を 22 の店舗に郵送致しました。

現在、2 店舗が申請を済ませ運用を開始しており、1 店舗と申請に向けて協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

詳しく説明をいただいたわけですが。

この経営サポート補助金、この水道料とか電気料の支援策ですが、これひとつに自分ながらに思ったのは、小さな事業所は住宅とその製造工場とか、そういうところが合体した、1 つになってるところもあると思います。また、大きいところは住宅と工場と別になっておりますので何ら問題ありませんが。

そういう場合の、この算出の基礎というのはどのようになってますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

先ほどの黒潮町事業者経営サポート補助金についてでございますが、店舗と住宅が共用の場合は、基本的に補助率は 2 分の 1 という形で、聞き取りあるいは実績を検査の中で見て、判断候補の方に移っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

続いて、質問を致します。

この特産品送料支援事業の助成金ですが、これ 9 月の議会のときにいろいろ全員協議会の中でも説明をしていただき、そして、私ども議員の中でこの意見をただしていただいて、このいろいろ内容を修繕、改善した部分もあるわけですが。

当時、2 カ所の道の駅を主体性を持った取り組みのような形になっていたんですが、今、室長の方の答

弁では、今申請しちゅうところが2店舗で、もう1店舗申請する可能性があるというようなお話だったと思うんですが。

これ私個人の考えですが、非常に申し込みが少ないように思うのですが、このへん何か課題ありますか問題というか、何かあるのかどうか。

その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の再質問にお答えを致します。

課題ということでございますけれども、まず、私どもで想定されている店舗に、先ほど申し上げましたけれども24店舗には文書でご案内を差し上げたところでございます。

その中で、問い合わせ等で聞き取りする中では、この制度、地場産品を取り扱う10以上の生産者からの商品の提供を受けている店舗という条件を設けておりますけれども、小さな商店等でありましてこの10の提供というのが受けられてないとか、そういった話を聞き取りの中では受けているところでございます。

大まかな理由としてはこのようなことになっておりますけれども、この事業につきましては効果を検証致しまして、できれば来年度も引き続き事業を行えないかと考えております。

従いまして、これから事業所の方には切り取りなども行う予定でございますので、その中で新たな、具体的な課題等がまた見えてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

来年度も継続して事業をするということは大変良いことだと思いますけれども、これ一番初め、この提案されたときに相当そのへんの、24店舗ですかね、そのへんは事前的に話をされていますか。

特に、一番最初の方法論となりました道の駅なんかには、そのへんは事業内容とか、今後のこの事業の進め方とか、いろんなそういう話はしたというような理解を私はしていたんですけれども。

これ、道の駅2カ所はこの対象になってますか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

現在、運用を行っている所は、道の駅ビオスとSea（シー）56の、2店舗でございます。

今協議中が、なぶらでございます。

ご質問にありました、当初制度設計するときに両道の駅とは協議を進めておりましたけれども、具体作業に入る中で少し課題もありますので、まだ現在、1店舗については協議を進めているという状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番 (中島一郎君)

すみません、Sea (シー) 56 というのは僕もちよっとすつとピンとこなくて、申し訳ございませんでした。

そしたら 3 カ所、大体道の駅の形があるわけですね。

それで 1 カ所、これ実施してないということですが。もうちよっとよく考えてみたら、主体制を持って道の駅へ向いてシフトしちよった事業が、その道の駅が何らかの形でこれを適用してないというのは、ちよっと解せんような話もあるわけですね。

というのは、もうちよっと、この事前に話したということですがすけれども、いろいろな部分を仮定してこういうことは話していかないと。この支援策を打つのはいいわけですがすけれども、今室長の方からありましたけれども、今後この事業効果を検証して新たな展開を検討するということですが、これはこの要綱の中にも載ってますね、そのことは。そのとおりで、それはぜひやってもらわないかと思えます。

重点としたところは、その受けられないそれぞれの個所にその問題があるかも分かりませんがすけれども、そこを解消して、この支援策の拡大を図るとというのが、私は全体的なこのものの実績で上がってくると思うんですね。だから、支援策を打つのはいいけれどもやっぱり最終的なことは、この予算を組まれたものがどれぐらい消化されていくか。それが実績として残っていくか。そのやったことが、対象者、町民の方、業者の方にどれぐらい喜ばれるかとか、そういうことがやっぱり実績として残らないかと思うがですね。

何か、来年はぜひその辺を検証していただいて、施策を早く打つのはいいかも分かりませんがすけれども、かえってその対象者の方なんかから、非常に使いにくい。文面で見たら割と簡単に思うけれども、実質やってみたらなかなかそう簡単にはいかんぜよとか、そういうお話があるわけですね。私も何カ所か行ってみましたがすけれども。

それから、やっぱり同じように、例えば観光バスで来たときに、前の方は 3,000 円買って、まあいろいろ買って、1,000 円の町内の地場産品を買った。その方は対象になるわけですがすけれども、その後の方が 5,000 円買って、地場産品を 900 円しか買ってなかったら、それはもう当然ならないわけですので。それはやっぱり店の心情とかからしたらですね、同じような目的で買いに来た方を、この人はなる、この方はならんというのが、なかなかその時間帯に趣旨説明をしにくい。理解を得ることは困難ではないか、というお話もいただいております。

それからもう一つは、この送料については結構宅配所と、もういろいろ事前的に送料を契約しているところもあると思うんですね。例えば、1,000 円のものでも 900 円でいくところもあると思えます。そうなったときに、1,000 円と 900 円の差額をどういうふうに調整していくか。なかなかいろいろな複雑な部分があるようですので、そういうところをぜひ担当課の方ではもう一度聞き入れて、改善するところはして、もっとすっきりした形でこの事業の展開をしていただければですね、もっと効果のあるものになり、実績も上がってくると思えますので、その点をひとつお願いしておきます。

これが全体的に悪いということではございませんので。今、室長からありましたように、最初はいろんなことが出てくるかも分かりませんがすけれども、来年は今申し上げたことなんか解消されるように努めていただいて、事業効果を上げていただくことを期待致しまして、大きい 3 番の方へ移らせていただきます。

森林環境税について質問を致します。

山林を再生し、水源涵養や防災、広域的な機能を維持するとともに豊かな森林資源を生かし、国内産業の活性化につなげるために、地域の森林消費者だけでなく都市圏の住民も一緒になり、全ての国民で担うことを目的として森林環境税ができました。

この財源は、2024 年度、令和 6 年度から、個人住民税に一人当たり年間 1,000 円を上乗せして徴収する

ことで、約 600 億円の金額となっております。

既に国の方では個別会計をつくり、各自治体の配分額のシミュレーションをできておまして、黒潮の場合は 2019 年度から 2021 年、これは令和元年から令和 3 年でございますが 1,058 万 5,000 円。そして、2022 年から 2024 年度には 1,587 万 7,000 円。2025 年から 2028 年度には 2,249 万 3,000 円。2029 年から 2032 年度には 2,910 万 8,000 円。2033 年度以降には、3,572 万 4,000 円の配分が予定されています。これによりまして、当町の 3 年間の森林環境税の配分額は 1,058 万円かける 5,000 円の 3 年でございますので、3,175 万 5,000 円となっていると思われま。

この事業の実績と、そして今後の配分額の見通し、これには変更があるかないか。

この点についてご質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 1、この 3 年間の森林環境税の配分は 3,175 万 5,000 円であった。この事業実績は。また、今後の配分額にも変更はないかのご質問にお答えします。

パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成理由や、山地での災害防止を図るために、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保を行う観点において、令和元年度より森林環境譲与税が施行されており、また、令和 6 年度からは、改めて森林環境税としての交付がなされる運びとなっております。

現在の森林環境譲与税に相当する額につきましては、一定の基準により各市町村別に配分がなされ、地域の実情に応じて森林整備およびその促進に関する事業を幅広く、弾力的に実施する財源の一つとなっております。

先ほど議員からも報告がありましたが、決算額ベースにて令和元年度は 1,058 万 4,000 円、令和 2 年度につきましては 2,249 万 2,000 円が譲与されており、さらに、本年度は 2,249 万 3,000 円が譲与の見込み額となっております。

この実績としましては、令和元年度において、森林管理システム境界測量などの経費と致しまして 906 万 5,000 円の実績額、入野松原松くい虫防除対費用としまして 151 万 9,000 円の実績額となっております。

令和 2 年度は、入野松原の下刈りや町内林道の除草作業の経費としまして 775 万円の実績額、また、市野瀬地区の山林における境界測量費用ならびに地元意向調査の費用としまして 830 万 5,000 円の実績額、また、町内林道 4 路線における工事請負費としまして 502 万 5,000 円の実績額、不用額としまして 141 万 1,000 円を基金として積み立ててまいりました。

本年度の予算としましては、引き続き、市野瀬地区の境界測量の費用や意向調査に係る費用、それに係る集積計画作成経費、ならびにそこに係る人件費、入野松原植樹費用や一定の林道維持費などを予定、あるいは実施済みであります。

将来にわたる森林環境税の配分額につきましては、県が示した試算表によりますと、令和 4 年度ならびに令和 5 年度につきましては、それぞれ 2,910 万 8,000 円、令和 6 年度以降につきましては 3,572 万 4,000 円となっており、将来的にも減額などの予定は耳に入っておらず、今後のカーボンニュートラル等への対策などの方向性も踏まえて、むしろ増額への可能性が一定あるのではないかと考えております。

こういった貴重な自主財源の使途方向性につきましては、今後は事業計画での具体的な協議を深めつつ、住民ニーズに結び付く、効果的であり、かつ即効性のある林政事業の展開を、今後検討してまいりたいと

考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

確認をさせていただきます。

私が、令和元年から令和3年と、今年はちょっと見込みになるんですけども言いましたように、私の方では3,175万5,000円という概算で金額を出していたんですけど、今、課長の答弁では、令和元年度1,058万4,000円、そして令和2年度に2,249万2,000円、令和3年度に2,249万3,000円。これを足すと、5,657万円程度に大方なりますね。

そしたら、それを差し引くと、3年間で2,381万ぐらい増えるということになりますけど。構いません。今後もこの増額するということでございますので、そこをちょっと確認をさせていただきました。

課長、それであればですね、ちょっと私が自分なりに思ったことなんですが、今の課長の方からも町有林、これ入野松原の草刈り作業とか、それから林道作業道の維持管理費修繕委託に775万円支出をされております。業務報告書を見てみれば。

これ、このことは何ら、この森林環境税を利用することは何ら問題ではありませんけれども、もう一つ、私は考えてもraitたいのは、この森林環境税は先ほど申し上げたように、1,000円への寄付ですね。それによって成り立っておりますので。従来、行政が一般的な事業としております管理をしている事業に利用するのではなく、もう一度考えを改めてraitたいのは、新たなものの事業にこれを展開していく。そうしていくことによって、その町民の皆さんの理解も得られるし、この環境税の意味も達してくると思うわけですね。

当然、町が一般会計で700万円、それで上乗せして事業やるのは何ら発展的なものにならんということではないですけども、やっぱり関心から言うたら、この事業からこちらの事業は森林環境税の事業でやっておりますという理屈をつくってもらいたいわけです。

例えば一つの例として、後から森林環境の管理制度についても質問を致しますけれども、その中で、町が今までの山林の発起人については、委託を受けて管理をするシステムができております。そういうふうな形を考えていけば、今、私どもの中山間地域においては、いつも皆さんが言いますように、住民の生活の安全、安心。そのことを求めるのであればですね、やはり裏山の山林の大雨による土砂災害とか、そういう危険度の高いとことか、例えば住環境の整備を図るために、日当たりの悪い周辺の山の伐採とか管理をするとか、いろいろな方法が取れると思います。

これ、県の林業環境政策課に聞きますと、その独自でいろいろな計画を立てることも可能でございます、というお話でございました。そのことには、人力と効率の悪い業務になってくるかも分かりませんが、もうちょっとそのへん、新しいことへの事業の展開を工夫していただきたい。そのことをお願いしたいわけですが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

地元ニーズのある事業等の実施についてになるうと思いますが、今後、新たな譲与税の使途につきましては、先ほど議員がおっしゃられました一般的な森林管理経費や、あるいは通常経費のみにあてただけではなく住民ニーズに基づいた、今まではできなかった新しいことに対してさらに今後、知恵を出していくことが求められているとは考えております。

現在、山主の高齢化や山林所有者の不在、また人手不足なども考慮しますと、さまざまな形はあろうかと思いますが、里山全般の管理に対して新たな制度設計が必要になってきていると考えております。

一例を挙げますと、適正な管理が行き届いていないことにおける、裏山に放置された風倒木の危険性や、先ほどおっしゃられました著しく覆い被さった樹木の伐採など、そういった地元地区からの問題は一定届いており、現在は、山林所有者の方の管理状況や、地区内での実際の安全面を総合的に判断した上で個別の対応になってはおりますが、今後のこういった事業展開につきましては、一定里山保全などを検討し、住民生活に密着した小回りの利く制度設計に向けての取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ぜひ、その点をお願いしておきます。

それで、ちょっと確認をさせていただきたいですが。

佐賀地区の市野瀬地区の土地所有者や境界の確認は今年度で3年を迎えまして、これで多分終了すると思うわけですが、この場合、土地所有者の境界決定と図面ができるわけですね。

このときの図面がですね、これ10年、20年先になるか分かりませんが、市野瀬地区へ地籍調査が入った場合に、現地調査等が入ったときに、今、この森林環境税でできました図面等はそのまま利用できた形で事務の遂行は図れるかどうか。

ちょっとこれ別のことで、分からなければ構いませんが、ちょっとその点をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

地籍の部分に今後そのデータが活用できるかどうかというところは、すみません、今の段階でのちょっと回答に困るところではありますが。

現在、市野瀬地区が3年目を終了致します。進捗（しんちよく）率につきましては、およそ4割程度ではないかと考えております。

ただし、今後、こういった形で4割ですが、今後施業の方に入ってきますので、いかにスピーディーにやっていくか。先ほど言われました図面との整合性も踏まえまして、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ぜひ、地籍調査の担当の部分の方とそのへんは協議していただいて。

今、せっかく地域の土地所有者の方が境界決定に現場を歩き、毎日行って境界決定しているわけですので

で、また10年、20年先に地籍調査が入ってきたときに、また現地へ行かないかん、図面の精度が悪いとか何なにやきとか、またそのご足労を掛ける理屈がちょっとないようにしていた方が効率の良い事務遂行が図れると思いますので、その点の検討をお願いしておきます。

それではカッコ2の、森林経営管理制度について質問を致します。

森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地域温暖化防止など、森林の広域的機能の維持促進に支障が生じることと、山林所有者が境界の不明等の課題もあることから、意欲や能力のある林業経営者に集約することができることになりました。

それができない場合、森林の経営管理については、先ほども言いましたように市町村が自ら管理することができます。

これにより、長期計画を立てて、積極的な市町村の取り組みが問われるところでございますが、この取り組みについてお伺い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ2、森林管理制度への取り組みについて問うのご質問にお答えします。

森林管理経営法は平成30年5月に法律として成立し、それに伴い、町内での森林管理システムの運用が翌年度の平成31年4月から始まっております。

本町では、このシステムの運用を受けまして、試験的ではありますが過去10年間におきまして森林整備が行われておらず、町内においても比較的高齢化が進んでおり、その中でも、人工林比率の高い市野瀬地区における境界の明確化事業を3カ年実施してまいりました。

また、当該地区の山林所有者に対して、意向調査および集積計画の策定も並行して行ってきたところでございます。

その中で、得られたデータを基本資料としまして、森林施業のさらなる効率化に向けて、町が行う現地の林分調査や搬出、搬入路網の比較検討や、経営計画策定への林業事業者との協議調整を進めてきたところでございます。

こういった状況において、地元における意向調査後の集積計画作の作成、また配分計画の個別の作成に当たっては、相続人の方など全員からの同意書の取得や、土地登記名義人の調査などの付帯する業務量が年を追うごとに増大しており、マンパワーも含めて、全体業務の進捗（しんちょく）に遅れが一定生じている課題があります。

町での課題の解決も含めまして、来年度の早い時期におきまして、仮称ですが一社、幡多地域森づくり推進センターが開設の運びとなっております。

幡多地区広域での組織であり、今後、先ほど申しました集積計画や集約化プランの作成、そういったものを広域でまとめて担っていく形を想定しております。

町としましても、森林管理制度に基づいた意向調査の実施、春以降の広域組織における個別の集積計画の策定などを取り急ぎ進めまして、実際の森林施業をなるべく早期に実施でき得る体制づくりを含め、一層のスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後の予定になりますが、市野瀬地区意向調査業務等が一定完了した後は、次期計画としまして、大方地区における意向調査の実施を進めていく計画を持っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

事業はどんどんどんどん増えてきますので、今課長から答弁がありましたように、幡多広域で幡多地域森づくり推進センターを開設して取り組むということは大いに結構だと思いますので、このことには期待しております。

ただ、私がちょっと視点を変えて思うのは、当町のこの森林経営管理についてはもう大半を森林組合に業務委託をして行い、その事業の推進を図っているわけですが、このことによって森林組合の経営状況も大変安定してきたと思われま。

これからは、先ほど申したように森林環境税の配分もどんどんどんどん増加してくるわけですので、これから中山間地域の振興策として林業へのもう支援は欠かせない状況にもなっています。この当町の、今申し上げたように大規模な林業経営といえば森林組合というのではなく、これからの森林資源を有効活用していくためには、この自伐型の小規模林業の担い手等の育成。こういうものに重視していかなとですね、なかなか町内の森林管理というのは進まないと思うわけですね。

こういうことから、この森林環境税をいかに利用して、この森林の発展に目指していくか。林業の発展に目指していくか。ここが問われておりますので、ここに積極姿勢で取り組む市町村と、極端な言い方をすれば今までのやり方で取り組むとここでは、この10年、20年で相当な差ができてくると思うわけですね。

そういうことをかんがみまして、町が主体となったこの経営基盤の強化ということが必要になってくるが、その戦略はありませんか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

議員ご質問にありました森林管理制度全般など、今後、飛躍的に町内の森林の施業量が増えてくるに当たって、おっしゃられますように将来の森林管理を担っていく人材の確保、あるいは新たな組織づくりなどが大変重要になってくると考えております。

まず、個人、いわゆる自伐林家の方に対する雇用対策としましては、県事業も含めまして、レンタルの作業機械の補助や間伐、作業道の整備事業費などの補助も行っており、現在、町内には2つの組織と1名の自伐林家の方がおられます。

また、直接林業に従事される方の減少等になりますが、一般的には、林業従事者を一人前の現場の技能者として育成するには数年間を要するため、そういった期間において事業体、森林組合さんの負担が大きく、新規採用自体を抑制する一つの要因となっていますことから、町としましては、新規就業者対策として緑の雇用事業を実施し、人材の確保を図っているところでございます。

今後につきましても、交流人口等におけます新たな人材確保も踏まえつつ、町内林業事業体への定着も含めまして、今まで以上に組織あるいは人材づくりに対して努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

そしたら最後の質問になりますが、高知県の森林環境税について質問を致します。

高知県では国より、先にこれ平成 15 年度から県民税の均等割に年間 500 円を上乗せして、県が事業主体となつての森林の整備、そして鳥獣、野生動物食害対策。これは、シカが大体主なものだと思いますが。

もう一つには、森林環境教育。これは小学生から高校生などの取り組みがされていると思います。

このことについて、町ではどのような事業を採用されて実行されているのか。

その点をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 3、高知県森林環境税は平成 15 年度に開始されているが、当町での取り組みはのご質問にお答えします。

現在の森林ならびに林業を取り巻く状況につきましては、木材価格一定の低迷によって林業経営が困難となり、それにより山の手入れが行き届かなくなっております。そのため、荒廃した森林が増加し、生活環境にも悪影響が出始めております。

このような中、高知県におきましては、県民みんなの負担で森づくりを進めるため、平成 15 年度より全国に先駆けまして森林環境税を導入致しております。

県民税の均等割に年額 500 円が加算され、その税収が森林環境保全に使われております。法律上は県民税均等割の超過税ですが、水源涵養だけ等の目的ではなく、森林のさまざまな公益的な機能を守るという意味合いにおきまして、通称と致しまして森林環境税と呼ばれております。

集められた税収につきましては、県において森林環境保全基金として積み立てられ、その用途につきましては、第三者機関での議論を経て、県民参加による森林保全活動などのソフト事業と、公益上重要で緊急に整備を必要とする森林整備ハード事業などに充当をなされております。

こういった基金の活用方法につきましては、県が実施する森林整備、シカ被害対策、森林環境教育、県民の主体的な活動や木材利用の事業など、全般に充てられております。

現在までの町での活用方法につきましては、森林整備として公益林保全事業、みどりの環境整備支援事業、造林事業などにつきまして、森林組合の実施事業としてその活用を図っております。

また、高知県森の緑の会が実施する森林・山村多面的機能発揮対策支援事業につきまして、町内自伐林家の方がその活用を行っております。

町事業としましては、これまでに、シカ捕獲推進事業、くくり罠の配布事業になりますが。としまして、平成 29 年度に 160 万円、平成 30 年度に 192 万円、令和元年度におきまして 60 万 9,000 円の活用を図っております。

そのほかとしまして、こうち山の日推進事業としまして、町内の入野松原におきまして、松苗の植栽事業を継続して実施し、保全活動を行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

私もあんまり分かってなかったですけど、なかなか幅広い事業をされようようでございます。

最後になりますが、これちょっと一般質問の中へ告示はしてなかったのですが、分かっていたらちょっと教えてもらいたいがですが。

森林環境教育、これは先にも言いましたように、子どもたちに森林や山への理解や関心を持ってもらえるこの教育でございますが、ちょうどこれ、町の総合戦略の中に、ふるさと・キャリア教育自然体験、地域産業体験活動のうんぬんというのがあるわけですね。

この内容と合致するわけですが、これ、小学生や中学生がこの事業によって体験したというか、そういう事業をしたことはありませんか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

森林環境の教育ということでございますけども、黒潮町の部分のふるさと・キャリア教育、これは主に総合の学習の時間において実施をしておりますけども、その中に山の学習という時間がございます。それは、高知県のこの森林環境税の部分を利用した、公益財団法人の高知県森と緑の会が交付しております、その補助金を利用して実施をしております。

その補助金の内容と致しましては2種類ございまして、1つは、先ほど申しましたように、総合の時間を利用して1年間を通じて森林学習をする者に対して全額補助ということになります。ただし、全額補助と申しましても、その人数に応じて段階がございますので、50人まででしたら20万円、それから100人までの人数でしたら40万円、それから200人でしたら60万円という形の部分の段階がございます。

それを利用して、黒潮町としては小規模でございますので、40万円までの限度額を利用してやっております。

そのやりゆう学校というのはですね、28年度からは1校だけでしたけども、ここ令和2年、令和3年、そして来年もやるということで要望してありますが、3校予定をしております。

そのほかにも、若山楯（こうぞ）の蒸しはぎとか、それから紙すきですね。それらもほかの3校もやるようにしていますので、6校が森林環境教育について取り組んでおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

突如の質問でございましたが、この森林環境教育について当町も取り組んでいるということで、今後も継続した学習を広めていっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。長い間、ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩します。

休 憩 11時 06分

再 開 11時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

それでは、一般質問を行います。

高知県の人口も 60 万人台に突入しまして、平成 18 年 3 月に本町が誕生しました当時は、1 万 3,000 人強の人口がありました。ただ、15 年程度経過を致しますと、現在では 1 万 600 人台に減少をしてきております。このまま推移を続けていけば、そう遠くないうちに 1 万人も割ってくるだろうというふうにまあ予想を致します。そこで、このような中、本町の子どもたちを取り巻く環境もだんだんと変化してきております。今後どのような状況になっていくのか、大変懸念をするところでございます。

そこで今回は、一段と進行する少子化の中での、本町の児童生徒たちの望ましい教育環境への対応についてお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

まず、1 問目でございますけれども、カッコ 1、令和元年 7 月策定の第 2 期黒潮町教育振興基本計画、基本目標カッコ 9 の安全、安心で、質の高い教育環境の実現の適正な学校規模の検討の目標設定、内容および進捗 (しんちやく) 状況についてお聞きをしたいと思っております。

事業概要、前期の成果と課題。今期到達目標 (あるべき姿) にそれぞれ入って質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。なお、このことにつきましては、教育長の方にご連絡をさせていただいているところでございます。

まず、1 問目としまして計画の中の事業概要ですが、児童生徒数や地域の現状に応じた学校規模の適正化。小中一貫校、義務教育学校等について検討。地域にとっての学校の在り方や地域のかかわり方について議論を行う、というふうに書かれております。

まず、この地域の現状に応じた学校規模の適正化という内容についてお聞きをしたいと思っております。どういう意味を持っておられるのかについて、お聞きをしたいと思っております。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長 (畦地和也君)

それでは矢野議員の、第 2 期黒潮町教育振興基本計画に記載をしております、適正な学校規模の検討についてのご質問にお答えをしたいと思っております。

第 2 期黒潮町教育振興基本計画につきましては、令和元年度を初年度として、令和 5 年度までの計画期間として定めました、当町の教育振興のための施策に関する基本的計画であります。

具体的な施策を基本目標として大きく 9 分野に分けて定めておまして、その中に、ご質問の適正な学校規模の検討について記載をしております。内容につきましては、今、議員からご説明のありました児童生徒数や地域の現状に応じた学校規模の適正化。小中一貫校、義務教育学校等について検討、地域にとっての学校の在り方やかかわり方について議論を行うこととしておりますけれども、具体的な統廃合の計画や検討スケジュールについては、定めてはおりません。

策定後の検討状況につきましては、複数校において、保護者、地域関係者の皆さまと同校の今後の在り方について協議を重ねてきております。

また、佐賀小中学校におきましては、小中一貫校について学校運営協議会で協議を重ねております。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

今、答弁の中でありました地域の現状という意味といたしますか、そこが私がちょっと捉えにくいところがございます。

この、地域の現状っていうがにいての内容についてですね、再度ご答弁をお願いを致します。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答えを致します。

まずは、校区内での児童数の数の現状。現状というのは、既に地区内に住所を有している児童生徒数の数および将来推計。これについては、まず一番であろうかと思えます。

その上で、校区の皆さんがその学校を中心にとどのように学校教育を進行をして、地域の未来をどのように想像したいというふうにお考えになっているのか。当然、国の情勢あるいは県、町の情勢も含めて将来推計も視野に入れながら、地域の皆さんにまずは考えていただくということを中心にしております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

分かりました。この中身につきましては、後の方でまた確認をしていきたいと思えます。

先ほど教育長から答弁がありました、小中一貫校、義務教育学校等についての検討というふうにございます。私も県の教育委員会のホームページを検索している中で、令和3年度に、中山間地域における特色ある学校づくり推進事業という事業がございまして、その中で黒潮町が研究指定を受けております。この内容について若干触れていただければというふうに思えます。

(教育長から「指定に関してですか」と質問あり)

指定を受ける、まあ、黒潮町さんの方が手を挙げたんだろうと思えます。そして、その挙げる理由。そして、その事業名で言うたら、先ほど言うた中山間地域における特色ある学校づくりの推進事業と。これが、この目標の中に書かれておる小中一貫校に関するものかなというふうには想像をするんですけども、黒潮町としてどのように考えて、この県の研究指定を受けたかいうところをお聞きをさせていただきます。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答えをしたいと思えます。

まず、本年度、昨年度2年間にわたりまして、佐賀小学校、中学校が県の指定を受けました中山間地域における特色ある学校づくり推進事業。この内容につきまして、若干ご紹介をさせていただきたいと思えます。

今、佐賀小、中というふうに言いましたので一番は9年間の一貫した学習カリキュラム、これをまず構築をするということでもあります。従いまして、これまで小学校、中学校それぞれの学校目標で学校経営をしていただいたものをまず一本化をしていただく。それから、9年間のカリキュラムをしっかり構築をしていただくということになりますから、小学校は、子どもたちが中学校に上がればどのような学習をする

のか。中学校は小学校からどのような学習を経て進学をしてきたのか。両方の教職員がしっかり情報共有をして、9年間一貫をした教育をしていきたいと思います。これが目標でありまして、そのために佐賀地域の特色。それを生かした教育課程、これを教育カリキュラム、これを構築をしていくことを目的に、この2年間取り組みをしてまいりました。

主に総合的な学習の時間を通じて、佐賀地区の産業でありますとか人々の暮らし、そういうものを中心に子どもたちが探究的な学習を通じて自ら考え、自ら判断し、行動できる力をつけていくということを目指し、この2年間取り組んでまいりました。

従いまして、私が今説明しましたように、これからは小学校段階、中学校段階でいったん切れるような教育カリキュラムではなくて、最初から一貫をして計画を立てて系統立った義務教育、これを実施するということが求められておると思います。小学校、中学校への円滑な接続。

それから、今、言われています少子化になりますと、教職員がどうしても全体的に減少してまいります。その際に、小学校、中学校で教員の乗り入れ、あるいは中学生の教員の教科担任制等を小学校に導入することによってより厚みの増した事業が展開をできますので、そういうことを目標に、小中一貫校を佐賀小中学校で導入できないかということで、地域の方も含めた学校運営協議会で現在検討をいただいているという状況でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

事業の目的ということは、分かりました。

小中の連携というが、いろいろな所で取り組みをされております。一貫校と言わず、連携。今、教育長の方からご答弁があった内容について連携をしていく、あるいは中1ギャップを解消していくとか、いろいろな意味でのことが、効果があってくるものだろうというふうに思います。

しかし、今回目標に掲げておる、適正な学校規模の中での検討材料の一つであろう小中一貫校ですね。まあ今後、これについても今日明日の中で結論が出ないことだろうと。中身も、いろいろ解決しなければならない内容もあるかと思えます。まあその手だての一つとして、連携事業を受けていくということはいいいことだろうと思えます。まあ、これも先ほどの件と含めまして、また後の方でご質問をさせていただきたいというふうに思います。

そして、この中に議論を行うというふうに書かれております。先ほど、教育長の方からも答弁の中で議論を行っているというようなことがございましたけれども、この計画が令和元年7月に策定をされてですね、今の段階で2年4カ月が過ぎてきております。この期間での議論、それはどのような段階でどのような議論をしてきているのか。

その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

少し2番の回答と重複するような答弁になりますけれども。

基本的に、我々の方から何らかの再編計画、統合計画をまず作ってから地域に入るということは致しておりません。あくまでも将来数系、児童数が特に10人を切りそうだという学校につきましては、保護者、

地域の皆さんにその推計をお見せをして、何年にはこれぐらいの人数になりますが、地域としては、保護者としてはどのようにお考えになりますか。ということで、皆さんから議論をいただきながら結論を出していくという手法をこれまでも取ってきましたので。そういう手法で、関係の学校とはお話をしてきた。それをもって、私どもは議論というふうに称しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

まあこれも、今回こういう質問の仕方というのは第 2 次計画が策定をされて、我々も頂き、中身を見てきたんですけども、具体的に教育委員会の方からこの計画の内容についてご説明は受けておりません。そういうことから、こういう質問の仕方をさせてもらっております。大きくはカッコ 2 のところに、次の質問のところで総括的にお話をしたいと思っております。

それでは、次に前期の成果と課題について移ります。

ここでは、児童生徒の減少がさらに進み、児童生徒数が 100 名を超す学校は、入野小と大方中のみである。そして伊与喜小学校については、令和元年度から数年間入学生がいない予定である、というふうに記載をされております。

この欄は、成果と課題を書くようになっておる欄でございます。見てみますと、成果は白丸、課題は黒丸。ただし、成果は記載をされておられません。課題が載っております。これが先ほど、今、教育長の方から答弁のあった、これまで 10 人を一つの目安としながら学校統合ということをやってきたことにかかわるものかなというふうに思います。

そこで、この入野小と大方中の生徒数 100 人という記載をされております。まあ小学校で言うならば、単純平均で 1 学年が 16、7 人というふうになります。中学校であるならば 3 学年で、33 から 4 の人数に単純平均で言うたらなります。この 100 という意味ですよ。そういう数字に対して、教育委員会としてはどのように捉えておるのか。あれば、ご答弁をお願いします。

（教育長から「100 というのは、何が 100 なんですか」との質問あり）

ちょっと補足します。

この計画の中の、前期の成果と課題の欄ですよ。ここでそのことについて書いておることは、100 名を超す学校はこの 2 校しかございませんと書いておりますよね。例えば、50 人じゃったらいけないのか。まあ変な言い方ですけどよ。100 人という数値を、まあ言うたら黒潮町の中で一定規模の学校の生徒数を有しておるのは 100 じゃ。そういう書き方をしとると私は受け取っちゃうんです。だから、ほいたら 100 という書き方をした 100 の根拠といいますか、思い。規模がほいたら 50 人でもえいじゃないですかと、僕は思ったんですよ。50 人おる学校でも。だけど、100 人以上おるのはこの 2 校ですよと、こういう言い方を書いちゃうと思うんです。ねえ。何で 100 人以上の学校をこの 2 校だというふうに書いたのかということ。

で、それは一定言うたら生徒の規模数を、それを一つの教育委員会としては目安というか、そういうふうにしちよるのかって言うことをお聞きしたいがです。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

その記載は、現状が100人を超える学校はその2つですよ、ということに記載をしているわけでありまして、それを目指しているとか、そういう意味ではございませんので、少し誤解をされているのではないかというふうに思います。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

私も分からなくなるんですけど。

何でほいたら100の学校はこの2校だけですよというふうを書くんです。100に捉われちゃらんとは言いますよね、今。学校規模の生徒数は一定100以上の課題として書いちゃうがですよ。課題として100という数値が出てくるので、そういう観点からすれば、教育委員会はその100に対しての考え方があるのか、ないのかということをお聞きしたいなど。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

すいません。私の質問に対する理解が不十分で申し訳ございません。

課題、まず、その教育振興基本計画の表記の仕方でございますけれども、課題と成果の欄は何十もある各事業に関して一律的に、まあ成果と思われる内容、課題と思われる内容をそれぞれ記載をしておりますので、統廃合に関しては、まあ言うたら現状把握。現状はこうなってますよという記載として書かせていただいております。

従いまして、そこに100の数字というのを上げておりますけれども、必ずしもそこを目標としていることではなくて、むしろ100を下回る学校の方が圧倒的に当町は多いということを表現するための100以上の学校は2校しかありませんと。そういうふうにご理解いただけたらと思います。

特に数の善し悪しにこだわっているわけでございません。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

まあ、策定された計画の中に書かれておる。そして持つておる意味は今、教育町が言われた内容かなと思うんですけど、ちょっと私も釈然とはしないところもありますけれども、これは記載はされておりますので、まあひとつそれはこれで、その質問に対しては終わります。

それで、次に今期到達目標（あるべき姿）の欄でございますけれども。その中で到達目標の中には、今から2年後の令和5年度には、子どもたちの教育の向上のために地域の実情に応じた適正な規模の学校運営がなされていると書いております。

言うたら項目的には、適正な学校規模の検討。その検討しなければならないことが令和の5年度にはもう完了して、望ましい姿になっておるという書き方に、私は読めます。それは実現可能なんでしょうか。

そこをお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致したいと思います。

先ほどもご答弁致しましたけれども、学校の統廃合、いわゆる再編計画につきましては、私どもが計画を持って地区に入っていること、今までも入ったこともございませんし、今現在も入っているわけではありません。あくまでも地区の地域の校区の皆さんと話をし、校区の皆さんがこういう選択をさせていただきますということに対して、私たちは分かりましたと。それに向けて精一杯支援をさせていただきますと。そういうスタンスでやってきておりますので、先ほども言いましたように我々が何年度までにこういう姿をしたい。そこに到達目標を持って計画を、言葉は語弊(ごへい)があるかもしれませんが押し付けるようなやり方は、これに関してはしておりませんので、令和5年度までに到達目標が達成できるのか言われますと、地域の皆さんとともにきちっとした議論ができて、皆さんの要望に応じた対応ができたということが、一定の評価基準だというふうに理解をしております。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7番 (矢野依伸君)

今、教育長のご答弁をして、教育行政の最高責任者として、そういう方向で望んでおるといふことだろうと思います。まあ私の意見、思いとは若干食い違うところがあるわけですが。

じゃあ、次の質問に移ります。

先ほど、教育長も申されましたように、平成30年度に総合戦略の中に学校規模のことについて同様のことがまず、最上位の計画でありますので、まずこの検討する内容について記載をされております。それを受けて、令和元年度に策定をされた教育振興計画の中で具体的に組み込んでいくと書いておられるのだらうと思います。

総合戦略の中では、この基本計画の初めという1ページ目に書かれておる内容を確認を致しますと、総合戦略は人口減少に伴うことを記載を特化した計画であると。それを受けて、この教育振興計画の中で具体的に組み込んでいくというふうに書かれております。そして、この振興計画71ページの中にですね、進捗(しんちやく)状況の点検評価をし、計画の着実な推進を図るとも書かれております。よく今、こんにちいわれるPDCAサイクル。このことは教育にかかわらず、行政が進めていく上で大切なことだろうと思います。じゃあ、元年7月からこの計画がスタートして、令和3年の今日で12月でございます。当然私の感覚から言えば、年度ごとの目標を立てて、そしてそれがどのように評価をされて、次年度に改善すべき取り組み、そういうものが成されているだらうというふうに思います。

繰り返しの点もあろうかと思いますが、まあ元年の7月からですので、策定が。元年当初の年にはどのように実施されたか、取り組まれたか分かりませんが、今までの答えれば、年度ごとにこういう内容をやって、こういう課題があつて、翌年度にこういうふうに改善して取り組んでいったと。進捗(しんちやく)管理なんかですね。

その点についてはどのようにされておるのか、お聞きを致します。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答えをしたいと思います。

総合戦略は平成30年からスタートしたと思いますけれども、ちょうど私がおその年に教育長に就任を致しまして、先ほど言いました10人を下回る事が予想をされる伊与喜小学校がございましたので、その7月です。平成30年の7月に、伊与喜小学校の保護者の皆さんと初めて、先ほど私が申しましたように伊与

喜小学校のこれからについて保護者の皆さんと懇談をさせていただきました。

そのときには、我々の方から児童推計、それから小規模校のメリット、デメリット、それぞれご説明を致したところであります。翌1月に、その保護者の中にさらに区長さんにも入っていただきまして、改めて意見交換をさせていただきました。

そのときに結論をもらったわけではございませんけれども、その後、伊与喜小学校区6地区でございますけれども、各地区から個別に懇談会等、この件に関して懇談会等もしご要望でしたら私どもの方から出向いて行きますので、ぜひお呼び掛け下さいということをお願いしましたところ、2地区から地区に入ってきて意見交換をしてくれということでございましたので、2月と3月に2地区において意見交換をさせてもらったところであります。

その結論を持って最終的に来年度、つまり令和元年度、平成31年度になりますけれども。については、統合はしないでこのまま残してもらいたいという結論でございましたので、そのまんま存続をしたということであります。その後、令和元年につきましては、それぞれ保護者、地域の皆さんにお伺いしましたけれども、結論は変わっていないということでしたので、あえて会合等は設けませんでした。

それから2年度につきましても、コロナの関係があって集合形式の会議というのは避けてもらいたいということでございましたので、これも学校長を通じて保護者、地域の皆さまの意思の確認を行ったところでもあります。

それからまあいよいよ、来年度のことにつきましては先般9月に、保護者、区長さん、それから地区の民生委員さん等にも入っていただいて、同じように協議をしてきたところでございます。

繰り返しになりますけれども、私どもがそもそも計画を持って、それを持って地区の方と話をして年度計画を立てて実施をしているものではございませんので、計画に対するPDCAを合わせているかと言われると、それはまあないというふうに言わざるを得ません。ないと言わざるを得ない。そういうことになります。あくまでも地域の皆さんの意思を尊重をして、その結論を尊重をして、それに対して、私どもは精一杯支援をさせていただくということを繰り返しておりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

そうだろうなというふうな感想でございます。

その、まあ言うたら教育委員会が持つておる考え方で今後も良いのかなというが、私の懸念するところでございます。

まあ計画の内容については分かりましたので、次のカッコの2の方に、じゃあいかに今後、どういう考え方を持って臨んでいくべきなのかなというところに入りたいと思っております。

カッコ2、適正な学校規模を確保するための町の基本方針、姿勢について問うに移ります。

そもそも、この質問をかねてから、私自身としてはどうなんだろうかなというまあ一つの思いを持っておりました。昨年度の子どもの出生者数が、私が広報で拾うたものですので間違いがあるかもしれませんがけれども、昨年4月から今年3月までに出生をした子どもさんは38名。そして、令和3年度4月以降から11月末で27名というふうにお聞きをしております。

これまでのさまざまな計画、あるいは人口ビジョンなんかのがを見てもみますと、1年にまあ大体50人前後ですかね、まあ推移をしてきたと。当然、年により多少はあるわけですがけれども、そういうところで推

移をしてきたと。コロナ禍のことがあるかもしれませんが、まあ令和2年度についてはほんの後半の部分で影響があるかもしれないというふうに思いましたけれども、30人台に入ってきました。今年もあと4カ月。まあ12月を含めて4カ月程度ですかね。まあ30名、30台の人数になろうかなというふうに想像をするわけです。

そういう中において、先ほど教育長からご答弁をいただいた内容。適正な学校規模に対する目標設定を第2期計画の中で新たに入れて、そしてそれについて取り組んでいこうという内容で、この項目を第2期の中に設定をされたというふうに思っております。総合戦略の中でも言われておる人口減少。それは大きな課題として捉まえて、さまざまな手だてをやっていかれております。

しかしながら、減少というものは鈍化はするかもしれないけれども、減少は止まっておりません。これを先に今後の年を考えていたときに、今の学校の状況が今のままで良いのか。それを、私はそうは思いません。このことについてはさまざまな意見があって、いろんな課題が出てくるだろうと思います。

しかし、教育委員会として今教育長のご答弁をお聞きをしておりますと、地域がどういうふうに望むか、どんなに考えるかによって対応してまいるといふご答弁だと思います。すごく主体性のない答弁だろうと、私は思います。ここの中に新たに項目を入れて、そういう考え方で今後も良いのかと、すごく懸念を致します。議論は起きます。書いておるように議論はせないかんがです。教育委員会は、我々はこのように将来の子どもたちを思い、考えて対策を取っていききたいんだ。強い教育委員会としての方針を打ち出すべきだと。

そして、それが取り組んだとしても、短期間の中でできるものでは絶対ございません。さっき言った教育長のご答弁をいただいたように、地域とも話さないかん。その形になるかどうかは分からん。ただ、単なる学校の統廃合というわけではなく、黒潮町全体を考えたときの学校、どうあるべきかと。それを教育委員会は大きく、強く打ち出していかないかん。私はそう思います。

そのあたりについて、教育長のお考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは矢野議員2問目の、町の基本方針、姿勢についてのご質問にお答えをしたいと思います。

児童生徒の教育環境の観点から、学校規模を適正化をするということは言うまでもありません。しかし一方で、地域に学校があることが極めて重要であることも事実であります。学校の統廃合はその地域での子育てができないことを意味をし、場合によっては人口減少に拍車をかけることにもなります。

学校規模を児童生徒数で一律の指針として定めることは現実的ではなく、地域における学校の在り方は、地域の主体的な判断にゆだねるべきだと考えております。従いまして、これまで近年の当町の歴史の中では、学校統廃合を行政側の都合で進めたこともありませんし、行政が作った再編計画を基に保護者や地域と協議に入ったという歴史はございません。

これまでも、特に将来児童数が10名を下回ることが予想される学校については、保護者や地域の皆さんに児童数の将来推計などをお示しをし、また、小規模校のメリット、デメリットをご説明をしながら議論を重ね、出た要望や結論を基に統廃合を進めてまいりましたので、今後も、校区における適正な学校規模につきましても、保護者、地域の皆さんとともに協議をして、結論を出してまいりたいと考えます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

今まではそうだったでしょう。

ここで分からないのは、協議をしていく一つの目安として、生徒数が 10 名というお話がございました。

この 10 名という根拠は何でしょうか。

お答えをしていただきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答え致します。

特に根拠はございません。これまで通例的に 1 桁になると、やはり考えた方がいいんじゃないかということは、少なくとも保護者、地域の皆さんにお知らせするべきだという判断で、これまでもまあ 10 名を下回りそうだという状況を迎えた場合には、まず説明に入ってきたところでございます。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

再度お聞きしますけれども、今までの手法を今後も続けていくのか、そういう手法で、考え方で取り組んでいくということですかね。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答えしたいと思います。

学校の統廃合を議論をする場合に、あくまでもその児童生徒の教育条件の改善、これが最優先をされて、児童生徒がまあ中心。まずは、中心にならなければならないというふうに思いますけれども、同時に先ほどご説明しましたように、学校は児童生徒の教育施設であるとともに、防災や地域の交流など地域コミュニティの核としての機能も有しておりますので、地域づくりと密接不可分の関係にございます。

従いまして、学校が持つ多様な機能に留意をして、地域とともにある学校づくりという視点で丁寧な議論を行う必要があるかと思います。

しかし、この行政が作った学校再編計画で議論に入った場合に、ともすれば行政と保護者が対立をしたり、あるいは保護者間で、あるいは地域住民の中で賛成、反対の意見が分かれて、PTA や地域の皆さんの分断を生んできた事例というのが、私は他市町村では見られるというふうに理解をしております。

このような議論をみえますと、先ほど言いましたように本来、児童生徒が主役にならなければならないはずの議論が、ともすると子どもが視野に入らずに大人の都合ばかりの優先された議論になった結果、その後の地域のコミュニティにも弊害をもたらす事例があるというふうに、私は理解をしております。

従いまして、当町の学校再編、つまり学校規模の適正化の進め方につきましては、繰り返しになりますけれども児童生徒を主役にして、地域の未来の担い手である子どもたちをどのように育てていっていいのかという視点からずれることなく、保護者、地域の皆さんと協議、合意形勢をして、結論を出していくと。この手法に変わりはありません。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

私も教育に対しては、あんまり知識はないわけですけども。学校が1人の生徒であったとしても、10何人の学校であったとしても、教育は教育ですので。等しく、教育の保証はしなければならない。これはそういう状況であるならば努めていかねばならない。それは当然のことです。

今、教育長のご答弁を聞いておるのに、子どもを主体としてというお話がありました。そして、地域のコミュニティーの場であると。地域づくり、いろんなところで学校はそのことに寄与しておるし、かかわっておるだろうと。それは私もそう思います。しかし、子どもたちのことを考えるっていうたときに、集団生活で学ぶ。そういうことも、例えば一つの中には教育として大きくかかわってくることだろうというふうにも思います。

それから、この再編をするということにつきましては、まあ私が元おりました四万十市でも大きく議論がなっている校区がございます。私もこの計画に策定にかかわった者でございます。まあそれは前のことでございます。ただ、そのことを踏まえたとしても、子どもたちの望ましい環境というか、あらゆることを総合的に考えたときには、一定の集団規模が必要だと。それを協議をして、地元、保護者、保護者が先だと。子ども中心にして保護者、そして地域と話さないかん。議論は起きる。隣の四万十町さんですかね、まあ新聞の中に記載をされている。それはおきます。だけど、教育委員会として今、教育長のお話を聞きよると地域のコミュニティー。子どものことを主体としていう答弁ではあるけれども、地域のコミュニティー、そっちの方が答弁の内容からして私は大きいと思います。必要なんですよ。地域から子どもの声が聞こえんなるような状況というのは、現実的に寂しいし、少子化に拍車をかけるかもしれない。しかしそれを飛び越えて、子どもたちのことを考えたときにどうあるべきか。それを今までのやり方、それでいいのかよと。議論を起こしてみたらどうですかいうのが、私の本音であります。しかし、まあ教育長は方向を変えるものはないというお話が、答弁がありました。

そこで、町長にお聞きを致します。町政の最高責任者であり、総合教育会議の招集者であります。これは町行政のお話でございます。そういう立場からして、この産まれてくる子どもたちがそういう状況になりよる。何かの展開をして結論を見いだしていくまでには、このことに関しては長い時間がかかるだろうと思います。

黒潮町の活性化のために、子どもたちに対する教育に対して、教育長としてどのようなご見解を持たれておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

今日、ここで教育長が答えたことは、当然、町長とも話しての答えでございます。小規模校のメリット、デメリット分析して、町の方針として回答しております。

それぞれの市町村で、それぞれの考え方を基に協力してることは存じておりますけど、矢野議員が主体性がないとおっしゃられましたけれど、今日説明したこういう姿勢が、黒潮町の主体性でございます。

従いまして、町長の考え方としても、教育長と違うことはございません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野依伸君。

7 番 (矢野依伸君)

まあ、それぞれ市町村、義務教育の中での9年間の方針があって、それが絶対的にどうかということは、白黒みたいな話はできんわけですけども。しかしながら、受動的ではなくて能動的にものを考え、方向性を示してやっていかな。子どもたちのことを考えるならば、そうあるべきかなというふうに思います。議論はおきますよ。

だけど、そういう内容で本当に今、よろしいんでしょうかねと。結論を今じゃなくて方向性を持ちだす。それが今の黒潮町の方向性なんだろうけれども。いや、今後、人口減少が進んで地域に委ねるような、委ねたことでっていうしか、私には取れないわけです。そうじゃない。長期的なことから考えてして、やっぱ考えていかないかん。そういうふうにまあ思います。

ちょっと延長したいんですけど、かまいませんかね。

(議長より「はい。6分」との発言あり)

まあ、それほどかかりません。

で、最後に私もですね、小規模校は小規模校の良さがあるんです。そら分かります。ただし、小規模校によって起きる課題もあるだろうと、私は思います。先ほど申しましたように、1人であったとしても教育は教育としてしなきゃならん。しかし、地域に委ねる、地域の意見を聞くということは、とても大切なことです。それをもってどう形に表していくかということは、当然のことです。しかし、どういうんですかね、町の構えていうか、これは黒潮町にとって大きな課題だろうと思います。それぞれの市町村のやり方があって、どこどこがやりよるからやらないかんというような話しでもございせんけども、この今の現状を問うたときに、考えなければいかん。

そして、もう一つ疑問なのは、そういうことは過去からの手法でやってきよることであって、あえて第2次計画の中に項目としてはめる必要性がないんじゃないかというふうに、私は感じました。認識、過大認識しちよるんだ。じゃあ、10人切るまではいきませんよ、協議もしませんよ、お話もしませんよ。

そういう答弁内容だったろうと、私は思います。6学年の中で10人というめどでしたら、ねえ、学級、学年あたりは、もう分かる話です。で、小規模校が絶対いかんということは、絶対言えません。しかし課題はある。そのことを認識して入っていかないかん。来年解決する、再来年解決する内容ではございせん。だから考え方を持たないかんという形を、私は思います。

それから、最後に1点だけお聞きします。

第2期計画の中を見ておりますと、令和3年度が中間年度で見直しをするということでございます。

まあ3年度も、もう12月に入りました。その第2期の中間見直しはどのように進んでおるかお聞きをします。

議長 (小松孝年君)

教育長。

教育長(畦地和也君)

再質問にお答えを致したいと思います。

第2期の教育振興基本計画の中間見直し、本年度その予定の年でございましたので、本年度春先から順次見直しを進めてまいりまして、過日の定例教育委員会で内容についてご審議いただいて議決をいただきましたので、見直しが済んだということでございます。

近日中には、どなたでも見られるように公開をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

中間見直しもされて、公表もされるということですので、また見せていただきたいというふうに思います。

なぜこれを聞いたかと申しますと、町のホームページを検索をしてみましたけれども、平成29年3月に、前期の教育計画の中間見直しは掲載がございました。そして、平成30年度までの教育行政方針も掲載をされておりました。しかしながら、第2期の計画については掲載がありません。そして31年度以降の、ちょっと名称が変わって教育保育行政方針ですかね。これも掲載がございません。しかしながら、教育関係のものの中で、町の令和2年の4月に策定された町の人権教育推進計画、あるいは令和3年4月策定の町教育施設長寿命化計画は、掲載がございました。

なぜこれを言うかと申しますと、まあ私が議員にならさせていただいてちょっと教育のことをご質問をさせてもらう中で、この振興計画のことについてお聞きをしました。そして、そのときの教育長の答弁、現在、第2期計画を策定中で後で評価ができるような表現にするよう、まあ支持をしておる。また、できたら議員の皆さんにも配布をしてご意見をいただけたら、というご答弁がございました。しかしながら、なかなか配布がされないということをお願いをして、配布をしていただきました。

この教育振興基本計画というものは、今、今回この項目で学校再編のことについて質問をしましたけれども、生涯教育、生涯スポーツ、文化芸能、芸術、あらゆることを書いちよる計画でございます。とても重要な計画だろうと思います。やっぱ、ホームページを何人見るか分かりません。しかしながら、そういうものは積極的にオープンにして、成果は成果で誇って、課題は課題として明らかにして、ご意見をいただく。そういうものであってほしいというふうに願います。

また、このことについては、また機会を見てご質問をさせていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 22分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

3 番（浅野修一君）

それでは早速ではございますが、議長のお許しが出ましたので、一般質問の方に入りたいと思います。

今回、私は2問の質問事項ということで構えさせていただいています。1問目が山林の再生について、そして2問目が防犯対策についてでございます。

この2件ともですね、これまでも幾度も質問の方おこさせていただいたわけですが、どうしても何いいますか自分の方としても物足りないと言ったら語弊がありますが、もう少し何とかならないかというふうな思いで、今回も質問の方おこさせていただいております。明快なご答弁の方、よろしく願います。

早速、じゃあ1番の方で、山林の再生について。

9月議会に引き続き、危機感から再質問を致します。他県には、山の再生が漁業存続への道であり、生きる道との思いから、自らが広葉樹を植え、海の保全に力を入れておられる漁業関係者の方がおられます。

山林が8割を超えます当町におきましても、早急な対応、対策が必要であると考えております。森林環境譲与税を有効活用し山を再生することは、町民の命を守り、町の存続につながるものだと考えております。

また、治山、治水、防災上においてもですね、山の再生、保全は最重要課題であると考えております。今後の山への投資は黒潮町の将来を左右し、また一刻を争うものだと思っております。町の考えを聞きたいと思えます。

まずカッコ1と致しまして、森林環境譲与税は山の整備による国土強靱化を目的に創設されました。現在、町に対して山の管理は何件委託されているのかについて聞きたいと思えます。

この国土強靱化計画についてはですね、さまざまな分野においての事柄が組み立てられていると思えます。インフラ整備といった意味からも道路や丘陵、あと水道ですとか通信、光熱等のインフラ整備も当然あるのですが、国土強靱化。この国土という意味合いにおいてはですね、山を再生する、自然を再生することが、私は日本の国土の強靱化であり、そのことが子孫へ、この国土であり宝を引き継ぐ最終の手段だという危機感を持っております。これは国がそのことを打ち出したことだと、私は思っております。国土強靱化は黒潮町から、この発信というものをしなくてはなりません。これから先もほんと、これ永遠の使命だと思えます。自然を大切にすこと、これは今、こうやって黒潮町で生活する我々のほんと使命だと思えます。

町としてさまざまな対策、計画等は持っておられると思えますが、町の考えを聞きたいと思えます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ1、森林環境税は山の整備による国土強靱化を目的に創設された。現在、町に対して山の管理は何件委託されているか、のご質問にお答えします。

現在、森林環境譲与税を町として活用した取り組みとしまして、本町では高齢化や後継者の不在とともに、まず経営がなされていない森林が比較的多い地区の中で、町内の市野瀬地区をそのモデルとしまして、令和元年度以降から山林境界などの明確化に着手しております。

令和2年度につきましては、関係の地権者の方27人から、事前の調査を行った個所につきまして意向調査の回答を得ており、そのうち15人から町に対して森林管理を委託したいとの旨、返答をいただいております。

本年度につきましては、引き続き関係地権者の方28名から意向調査の回答を現在得ており、そのうち町に対して、今後森林管理を委託したい地権者の方は22人でありました。およそ地域の方向性としては7割が委託の方向性であります。

現地におきましては、現地での山林の調査、林分調査などを行い、実際の作業道の開設方法や将来的な林地災害などのリスクなどを多角的に調査を行い、直営の森林としての整備を行っていくか否かの判断を行い、今後、施業を進めるために必要となる集積計画の作成と、関係者全体の同意の取得に向けた作業を早期に進めてまいり所存であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

私の予想以上にといいますか、委任の方7割いいですか、受けられているようなので少し安心はしたわけですが。どうしてもですね、このことは山の所有者の方、こちらの委任を受けないことには町が動くことはできないわけですね。この今は7割と言われましたが、この何いいですか、所有者というふうなことでございますので、登記簿上の所有者、そういうことでよろしいですかね。

7割ということですが、その残りのですね、そうすると3割の方、この方についてはいろいろな他の議員さん、委員の方への答弁でもありましたが、不明とかそういったこともあろうかと思いますが、この残りの方に対するそのアプローチいいですかそういったこと、どのような形で行っておるでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

現在、同意をいただけてない方の対応につきましては、当然自分でやられたり、あるいはそういった問題点自体がどういったものを自分でやっていくかっていうところも判断につきかねてる方もおられますので、地元の意識的には高いところですので、今後は説明会などで再度説明等を行うことも検討して、同意をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

できるだけいいですか、もう10割の方いいですか皆さんの委任を受けて、全て整備ができるというふうな方向性は持っていただくべきだと思いますので、今後はですね、その引き続いてぜひですね、この作業は続けていただきたいと思います。

それで、冒頭に申しました国土強靱化ということでございますが、山の場合、特に近年の集中豪雨であるとか線状降水帯であるとか、そういったこれまでと違ったいいですか、そういった自然の災害もすごくあると思います。

そういった意味でですね、この防災というふうなことの意味からもですね、この山の整備に対する課長の見解いいですか、思いいいですか、どういった思いを持たれてるのか。

そこを簡潔で結構ですので、ご答弁いただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

山林におけるいわゆる災害、いろんな側面があろうかと思いますが、山林関係の事業につきましては、いわゆるその治山事業で未然に行うもの、あるいは崩れてから対応するものという形の治山の事業があります。また、一般的には、山全体に対しても災害事業、山林災害の復旧事業がありますので。ちょうど今

週、9月における豪雨災害の災害査定を現在、現地にて係の方が受けておるところであります。

議員おっしゃられる町内における山地での災害防止機能、土壌保全機能も発揮されるためには、人工林の場合は植栽、保育、間伐、そういった森林管理を適切に行うことによって形成され維持をされていくと考えております。

このことから、今後、将来的にも林産材の商業的価値も勘案した上で、それぞれの形から森林の適切な管理を行うことで未然にそういった災害の部分を防ぐこともできると思いますので、そういったことを考えながら未然に防ぐ災害ということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

何といいますかその課長のやる気といいますか、そういった部分が見えておりますので安心しております。

今おっしゃったその商業的価値っていう部分では、ちょっと国産材の価格低迷いますか外材の安いのが入ってきているというふうな、日本にとってはマイナスのところもあつたりもしますので、ちょっと商業的価値という部分では弱い部分もあろうかとは思いますが、いずれにしてもですね、せつかくもう50年ぐらいたつても製材すればきちつとできる木が山には植わっておりますので、それもですね森林化譲与税の方を活用した前向きな取り組みを行って。しかも、その後再生の部分でそれも進めて、同時進行で進めていかななくてはならない部分だと思います。その切るだけじゃ当然ね、山は駄目になってしまう部分がありますので、その部分をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほどの中島議員からの質問でもその答弁にもございましたが、緑の雇用事業ですか、そういったことも課長の方からも答弁がありました。

そのほかにひょつとですね、課長の知り得る部分で、そのほかの具体的な策というものはございませんですか。あれば結構です。教えていただければ。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

中島議員に対する回答と一部重複しますが、ご容赦ください。

自伐林家、森林組合とかそういった団体以外の自伐林家の方に対する補助に対しましては、先ほど言いました森と緑の会が実施する森林山村多面的機能発揮対策事業、あるいは緊急間伐支援事業、あるいは原木増産の推進事業、機械レンタルなどにおいて、補助の方を行っております。

そういった山を守ってくれる形につきまして、これまで町内2グループ、あるいは自伐林家の方々が、町内の町有林の伐採や入野松原の下草刈りなどを実施していただいております。町の補助金としましては、全体事業費について8分の1の補助を行っております。

こういった形で、町の事業、あるいは県への間接事業として、今後も補助を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

県のそういった補助事業であるとか、有効に活用していただいて。

しかも、抜かりのないようにといたしますか、所有者の方が進んで行えられるようなそういった提案も必要かと思っておりますので、今後もですね適材適所で適切な時期にですね、そういった指導であったりをお願いしたいと思います。

今後もよろしくお願ひしまして、カッコ1の質問の方はこれで終わりたいと思います。

続きましてカッコ2でございますが、9月の豪雨により、海はこれまで以上に濁ったように思います。山からの泥水で真っ茶色になり、数日間濁っておりました。海への悪影響が大いに懸念されます。町としてどのような見方をされているかお聞きしたいと思います。

皆さんも記憶に新しいと思いますが、今年、例の9月の17日ですね、短時間の大雨で町内の各地でも大小さまざまな本当被害がございまして。昨日も、澳本議員、それと矢野昭三議員からも、伊与木川の氾濫であるとか、そういった質問がございました。その折ですね、当日私も去年、前年の豪雨災害のこともあったのでですね、同じような状態が起こっておりました。それで、伊与木川の方をちょっと気になりましてね、見に行ったわけですが、その行く道中ですね、上川口漁港の沖の海を見るとですね、もうこれまで見たことないようなもうものすごい濁った海を見てですね、びっくりしたことでした。ほんと異常なほどに濁った海でしたので、ほんとにびっくりしました。

そのときですね、それが脳裏に浮かんだのが国道、この入野からですね佐賀方面、これ向かっているときに真っ正面に山が見えます。山が見えるのは蜷川の奥の山だと思っておるんですが、伐採されたですね、何いいますかジグザグの道の周りが伐採された山がどーんと目に入ってまいります。それこそかなりの面積だと思っております。何ヘクタールだろうか、ちょっと調査ようしておりませんので分かりませんが。大丈夫かなあとと思いながら、いつも通っておりました。そうしたらですね、その日の夕方なのですが、自宅で浴槽にお湯を張っておったわけです。そうしたら見ると、もう上川口の海の色ほどではないですけど、すごい濁りながですね。えらく濁ったが何でだろうと思ったら雨かというふうなことで、その汚水が川へ流れ、その影響かなというふうに思ったわけです。それで、えらく濁っていたもんで飲み水としてもちょっと大丈夫かなというふうな気もありですね、ペットボトルの水を買いに行ったわけです。買いに走ったのは私だけではないと思っておりますが、飲み水を買いに行ったわけですが。

これからですね、豪雨があればこういった水道の水が濁るとかそういったこと、これから起きてくると思います。9月の予算化ですかね、今度新しい浄化システムを構えるようにはなっているようなので、今までとは違う浄化ができるようになろうとは思いますが、それにしてもですね、やっぱりそういった先ほど言った山の状態を見ていると、あれでは大雨が降れば当然、泥水そのまま流れてくるようになると思います。

そういった状態を見てると、ほんと町民の生活いいですか大事なライフライン、水道水といったそういったところを心配するわけです。

そういったことをですね、町としてどう捉えているのか。そのお考えをお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ2、9月の豪雨により海はこれまで以上に濁ったように思う。町は現状をどう見るのか、のご質問にお答えします。

令和3年9月17日の台風第14号における豪雨災害につきましては、佐賀地区にて時間雨量50ミリ、日雨量で386ミリの集中豪雨となっております。町内各河川におきましても、集中豪雨により短時間に一気に水位が上昇し、私も現地を確認しましたが、役場佐賀支所前の伊与木川本流から佐賀漁港、あるいは佐賀港湾区域に向けて茶色の濁流が流れ込む状況が確認できました。幸いなことに、この集中豪雨による海洋汚染への影響、特に佐賀漁港内での養殖業等につきましては、活餌の事業も含め全体の販売を完了しており、水産業への大きな影響とはなっておりません。同じく、入野地区の蛸瀬川水系につきましてもモジヤコの出荷は終わっており、直接の影響はありませんでした。

議員おっしゃられます2級河川蜷川における濁りにつきましては、当日は、やはり同じくかなりの濁流であったと聞き及んでおります。

その一因として、先ほどのご質問にありました蜷川地区における山林施業などがあるのではないかとのことですが、この施業につきましては平成31年度より令和2年の2月まで行われ、皆伐面積としましてはおよそ16.48ヘクタールを伐採しております。また、伐採後の現地につきましては、今後植林の予定はなく、天然更新の状態であると聞き及んでおります。一般的には、間伐や伐採などが全く行われていない状態の下草のない人工林などよりは、むしろ間伐後において十分に日光が届くようになると、下草も生い茂り、雨水の浸透はより促進されると考えられておりますので、決して伐採自体がその要因だけではないとは考えております。

今回のように一定の雨量を超えてきますと、山自体の保水力が耐え切れず、一気に地表面に出てくることがあり、トータルで土砂の流出につながることは十分に考えられます。町内における山地での災害防止機能、ならびに土壌保全機能が発揮されるためには、樹木の樹幹や下層植生が発達した森林である必要があります。どうしても人工林の場合は植生、保育、間伐等の森林管理が出てきます。そういった森林管理を適切に行うことによって形成し、維持されていくと考えております。

いずれにしても、さまざまな要因があろうかと思いますが、今後、森林環境譲与税も活用しつつ、山にとにかく手を入れることにより山地の荒廃を防ぎ、公益的な機能を高め、今後、豊かな森づくりに少しでもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

すごい広い、遠くなんてそんなに広くはないかなって思ってたけど、16.48ヘクタール言いましたかね、広いですね。

今、課長の方は、あそこからの泥の流出のみとは考えられないというふうなことでしたけど、あのジグザグの道だけでもねかなりの面積にも及ぶと思います。あそこ裸ですんでね、当然伝わって、川には流れ込んでおる。今回の濁りの原因の大きな原因であると、自分は思っております。そういった意味からでもすね、やっぱり個人の山ながですけど、黒潮町にある山ながですよ。いくら個人の山であるとか、土地であるとかといってもすね、黒潮町に住んでおる住民の、町民の皆さんに悪影響を及ぼすようであれば、町としてすね何らかの手だて、これは必要になってくると思います。

新聞紙上でも皆さんも何度もご覧になったと思いますけど、静岡県熱海市の土砂崩れいいますか盛り土、

違法な盛り土による土砂災害の被害、多くの方が犠牲になりました。こういったことを見てもですね、やっぱり町内にあるもの。昨日の濱村議員への答弁にもあったのですが、町内にあるものの整備は町にも責任がある、そういうようなことを答弁の中にあっただけです。そのとおりだと思います。ああいった伐採した山も町内にあります。町内の財産いいですか、個人の所有ではありますけど、町内の財産であると思います。そういった意味でもですね。

それともう一点、今年は海への活餌であるとかモジャコに対しての被害はなかったというお話でしたけど、今年なかったからいいっていうものでもなく。また、ああいった泥水が海に流れ込んでくればですね、もう海は焼けてしまうんですね。それこそそうしたことを何年も何十年も重なって、現在海には藻が生えてない状態ながですよね。そういう意味でもですね、やっぱり山は何とか再生しなくてはならない。子どもたち、子孫に受け継いでいくためには、これはもう絶対のことだと自分は思っております。

それと、先ほど水の水道のこと、お風呂の水のことを申し上げましたが、やっぱりですね山っていうのは、聞いたことあると思います、山は自然のダムだということは言われております。このダムだっていうふうに言われるのは、木があるからダムだではないわけですね。木は切るたびに水は吸い上げますが、保水はしないわけですね。葉っぱに溜まるわけでもない。その、木から離れたいうか落葉、葉っぱが積もり積もって腐葉土であったり、そういった肥えた土となっておりますね、そこに蓄えられた水がちょろちょろ川へと流れ落ちて、それがいろんなミネラルだったりいろんな鉄分だったり栄養を海へもたらして、それが海の漁につながったりとか、そういうことで循環していきようわけですけど。そういった山を大事にしちよかんとしっぺ返しいいますか、返ってくるがですね。今でも、不漁であったり、先ほど言った藻が生えなく小魚が寄らなくなるとか、その小魚が食べる魚も集まらなくなるとか、いろんなですね悪条件が循環していくわけですね。そういった意味で、私もこれまでも本当、嫌というほど皆さんには山の整備、再生については言ってきたわけですが。この山の保水力を上げよう、そういう意味においてもですね、今西課長、もうこれまでも十分にお力を発揮しておられることは私も分かっておりますけど、これまで以上ですね、力を発揮していただいて、何とか後世につなげるような仕事をしていただきたいと思っております。

それで、もう一個。先戻りますけど水道水のことについて触れたわけですが、その前段でも、冒頭にも治山、治水っていうふうなことで山の再生について話したわけですが、ほんと、保善は最重要課題であると思っておりますし。

そういう意味ではですね、山の保全でなると水道の部分に触れるようになると思いますが、水道といえは無茶振りで申し訳ないですけど、これは質問でいいのか悪いのか分からんですが。

建設課長の方はそういった部分、その山と水、水道とのかかわりというか。そういった分で簡潔で結構ですけどどういった感想というか、お持ちでしょうか。

構わなければ。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは浅野議員からの再質問でございます。

上水道への影響ということでお答えさせていただきます。

大方地域の上水道の水源につきましては、現在上川口と鞭に取水施設がございまして、両施設とも浅層地下水、伏流水からの取水となっておりますので、特に蜷川につきましては、この豪雨により河川に濁り

が長期間続きますと取水の方へ影響が出てきております。最近のその豪雨を見てますと、やはり気候変動、線状降水帯、そういうものが影響しておりますので。先ほど、海洋森林課長もご答弁させていただきましただけど、いろんな要素があつて川へ流れ込んでいると思います。

特にその水道で一番大事にせないかん水質基準ながですけど、その濁りの濁度ですね、それとか色度ですね。そういうものが適正やないと駄目ですので、なるべくその濁りの少ない河川を水道の方としてはですね求めていきたいと思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

すいません。無茶振りをしてしまいました。

今、課長の方からも答弁いただいたように、やっぱり水。これはもうなくてはならない、これなかったらもう、人間生きていられないわけで、体の8割以上水だと思います。そういった意味も含めてですね、やっぱり山を大事に。これしかないと思います。皆さんも大事にしたいと思ひますんでね、その山の再生のために皆さんの叡智いますか知恵をもっともって出してしてもらって、こういう方法があるんじゃないか、ああやったらいいんじゃないかみたいなことまでどんどん出していただいて、山を再生していただきたいと思ひます。

それで、こんな質問、いいのか悪いのか分からんですが。

今西課長は、一日に何リットルぐらいお水飲まれよります。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問に答えます。

私はあまり水を飲まない方ですが、1リットルぐらいは飲んでるかなというふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

申し訳ございません。ちょっと道を間違えたような質問でしたけど。

ほんと、皆さんも毎日お茶を飲んだりとか、ビールも飲む方もあろうと思ひますけど、水分はね十分取っておかないと大変なことになりますし、水を皆さん絶対のむものですんで、そうした意味も含めてですね、ぜひこの山の再生には皆さんのお知恵を絞っていただきたいと思ひます。

これで、カッコ2を終わりたいと思ひます。

カッコ3でございますが、黒潮町の山の整備の意味から、私有林への進入道路の整備に対する補助金制度を創設できないか。町の本腰の施策が必要であると思ひます。町の考えを問ひたいと思ひます。

何いうか補助金のことでですね、今後このことが起爆剤、いわゆる起爆剤ですね。それになれば補助金が出しても安いものかなという思ひがあります。

せつかくの国からの補助金もあるわけですから、それについて答弁願ひます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ 3、黒潮町の山の整備の意味から、私有林への侵入道路の整備に対する補助金制度を創設できないか。町の本腰の施策が必要である。考えを問う、のご質問にお答えします。

森林環境譲与税の本旨につきましては、荒廃が進む森林の再整備を急ぎ、国土の保全や水源の涵養などを守りつつ、災害リスクの軽減を図ることが何より重要と捉えております。

地元への意向調査を行った上で、その回答を得た後に、個別具体の森林整備が必要かどうかを判断した上で、その結果、いわゆる進入に必要なってくる作業道や関連道の開設が行われると考えております。

個人所有の森林におきまして、その所有者などから整備要望がなされた場合のいわゆる個人の進入路につきましては、既存の県の補助事業などが一部ありますが、独自の補助事業につきましては現在、制度設定の想定は行っておりません。

現時点での町内での里山の整備に関しましては、施業計画などを立てていない山林の場合、管理道の整備や流木、竹林などの伐採などの施業本体につきまして、高知県森と緑の会が実施する、森林・山村多面的機能発揮対策交付金にて補助を実施しております。

現在、県ならびに町における補助事業自体は、あくまで施業計画に基づいた造林事業をその主たる対象としており、今後もそういった継続的な間伐や皆伐、また植栽を努めることにより、トータルでの山林、里山の整備を図り、災害に強い森林の整備を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

進入道なんかのその県の補助があるというようなことですが、これ補助率で上限幾らというふうなことでしょうか。

それ、分かればお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

私有林、あるいはそういった進入路につきましては、新設の場合につきまして県の造林事業として、いわゆるそういった林業事業体が行う事業費の68パーセント、メートル当たり2,500円の補助を行っており、町の16パーセント、メートル当たり400円の上乗せ補助を実施しております。

しかしながら林業事業体、うちの場合は森林組合が主となりますので作業ベース自体は大きく、実績としまして事業費ベースで6,647万3,772円を支出し、延長の実績としましては740メートルの作業道の開設、そういったことに充てております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

これは確認ですが、全て森林組合の方への補助費というか、そういうことですね。

(海洋森林課長から返事あり)

はい、ありがとうございます。

6,600万強の補助が出てるということで、すごい山には手は入ってるんだなというふうにはお聞きしましたけど。ただ、道は新設言いましたかね。

(海洋森林課長から返事あり)

はい、分かりました。

私が言っておりましたのは、その既存の今あるその荒れた道というか、そういった部分に対する補助をすれば、山をつつくことにつながるんじゃないかなというふうな意味合いで質問の方をさせていただいたわけですが、県の方は新設ということなんで、町もそういった制度はないというふうなことでございます。

今後についてもですね、伺いますか、個人の方が今から資材を投げ打って山を何とかしましよってというようなことはなかなかね、始まんいうかとかかかりが悪いいうか。まして、そういった既存の進入路が荒れてる所を自分のお金、資材を投げ打って整備して、それでやるっていうふうにはなかなかね、なりづらいところがあると思うがですよ。そういった意味で、先ほど言ったように起爆剤としての補助金的なものをですね、ぜひ今後の課題というか、ふうなところでぜひ検討の場に上げていただけたらと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、カッコ3の質問を終わります。

続いて、1番の山林の再生についての最後、カッコ4でございすが。

カッコ4、山の木を使った発電事業はできないか、という質問でございます。突拍子もないというか、これまであまり話題というかにもなかったと思ひますが、以前ですね、広島でしたか、県外研修の方で行きました所におろちというその製材ですね。の所がありまして、そこ、従業員の方が確か70名ぐらいで記憶してありますが、そういった大規模な会社をやっておられる所があったのもので。山林8割を超える当町としても、そういった取り組みも無きにしもあらずといひますか、あつてしかるべきかなというふうな思ひで、今回この質問の方させてもらったわけですが。

雇用の場であるとかそういった意味も含めてですね、それと山の整備もそこには加わつてきます。ただ、そこはですね、ただ木を切つてきてそれを製材してつていう部分じゃなかったんで、薄くですね、そのスギとか、スギやったと思ひますが、を切つて、それをはつつけて何ていひますかね、CMTかなんか、そういったいうふうな感じのものやったがですが、強度もものすごくですね、長いものでは10メーターはなかったと思ひが9メーターやったかな、そういった張りのなもんはそれで十分できるというふうなことで、住宅メーカーの方にもそういった材の方を供給している、そんな会社がありました。

そういった意味も含めましてですね、そういったことをすればその端材であつたりいろんなもんができるんじゃないか。そういったことも再利用いひますか、利用もしてですね、もう一つ違つた事柄の発電事業というのもこれは考えられるんじゃないか、というふうな考えの質問です。

よろしくお願ひします。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは浅野議員のカッコ4、山の木を使った発電事業はできないかのご質問にお答へします。

木材を利用した発電事業、いわゆる一般的な木質バイオマス発電所につきましては、現在、高知県内に高知市仁井田地区の土佐グリーンパワー、宿毛市平田地区にあるグリーンエネルギー研究所、2つの施設

が稼働を行っております。発電能力としましては、いずれも一日当たり6,000キロワットから6,500キロワット、年間で4,000万キロワットアワーから5,000万キロワットアワーと、非常に大型の発電所となっております。このほかにも、愛媛県内に1施設があり、最近の情報では、新たに県内での施設計画が立ち上がっているように聞き及んでおります。

現在、どこの施設におきましても、山林から搬出されます流木や丸太以外に製材や端材、拙作のチップ、あるいはバークといった資材について、それぞれの収集業者との契約を行い、原材料としての燃料を調達している状況です。

議員からのご質問にありました、こういった木材などを使った発電事業が町内にそういった施設があれば、地元からの出荷や町内森林整備全体の促進に直接結び付く可能性が大いにあるとは考えますが、黒潮町を含む近隣市町村での一定量の木材の供給体制、いわゆる燃料調達が必ずしも継続され得るかまでは、現時点では全く想定ができません。

今後、施設整備に関する多額のコスト、将来における管理全般の費用や継続的なマンパワーの確保などといった課題の解決も必要であり、現時点におきましては、近隣地区のバイオマス発電所への燃料木材搬出が一定現実的でないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

大変無理ある質問でございましたが、ただですね、こういった山に関するできることといいますか、山に関してでき得ることを一つ一つ探していくことも大切であろうと思います。そういったことで山が再生でき、残していければそれが一番やと思いますんで。

今後でもですね、今回自分がこうやって発電事業っていうふうな今までにない、提案にもならない質問をして申し訳なかったのですが、こういったことも踏まえてといいますかね、とにかくいろんな方向から山を整備、再生というふうなところへ結び付けるべきと考えておりますんで。先ほども申し上げましたけど、課長も海洋だ、森林だ、商工だ、多岐にわたった大変な受け持ちだと思いますけど、ぜひですね、山を大切にすれば生きていけると自分はね思っております。漁業もまた活性化するようになると信じております。

そういった意味で、今後もこのことはずっと質問の方挙げさせていただきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

1番の山の再生についてはこれで終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

それでは2問目ですが、防犯対策についてでございます。

このことは昨日、澳本議員の方からも、小中学校の生徒さん、子どもさんの見守りというふうな方向だったと思いますが、そういうことでの質問もあったわけですが。これまで町内の数カ所には防犯カメラ設置を行ったが、その数は少ない。昨日の答弁で8カ所言いましたかね、という答弁をもらったわけですが、今後の設置計画を問う、としております。

これは今申し上げたように、自分は学校とかそういった部分に限らずですね、主要な道というか、カッコ1に入ったらいいがですね、すいません。

そういう意味でカッコ1、事件、事故の解決策に防犯カメラは有効で、犯罪の抑止にもなり、町民の安心安全につながります。国道沿いの要所に防犯カメラを設置できないかについてでございます。

全国でですね、ほんとに悲惨ないいますか、そんな事件、事故がほんと多発しております。これまで考

えられなかったような事件も起こったりもしております。何かねこう、人間の本質が変わってしまったんじゃないかっていうふうなことも思えるぐらい、ほんといろんなですね事件、事故、起こっております。そういう意味でもですね、この防犯カメラ。事件があって、そこに防犯カメラがあって、映像が残っておれば顔も映るわけですね。それで早期解決に当然つながります。昨日の質問でも出ておりました、いわゆるプライバシーの問題。これはもう当然、映像に残るわけですから、そこには出てくるわけですが。勝手にそのカメラを設置するわけにはいかない、これはもう当然のことだと思っております。やっぱりですね、こういった時代背景を見てもですね今の時代、付けられる所といいますか、付けてはいけないというふうな所もあるとは思いますが。でも、付けられる場所も必ずあると思います。

そういった意味でですね、町民の安心安全、町民を守るためという意味合いもありますんで、積極的な対策の方、できないでしょうか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、国道沿いの要所への防犯カメラの設置についてのご質問にお答えしたいと思います。

先日の澳本議員の質問に対する教育委員会の答弁と重複する部分があるかと思っておりますけれども、ご了承いただければと思います。

現在、町内におきましては防犯目的で設置しているカメラにつきましては、教育委員会が設置している子ども見守りカメラがあります。これらについては学校や地区からの要望により、人通りが少ない場所や暗所など、利用者が不安に感じる場所について事件や事故の発生する可能性が一定認められる場所に教育委員会が、高知県街頭防犯カメラ等設置支援補助金により設置費用の補助金を受けて設置しているものでございます。以前も答弁しましたように、子ども見守りカメラしか補助対象にならないため、財源的に有利な子ども見守りカメラにより防犯カメラを設置しているところでございます。浅野議員ご質問のとおり、事件や事故の解決策として有効でかつ、犯罪の抑止にもつながると思っております。

国道沿いにつきましても、事件や事故の発生する可能性が一定認められる場所においては、事件、事故の解決策、および犯罪抑止の効果はあると考えますが、現在のところ、情報防災課として設置する計画はございません。

設置につきましては、機器代や設置費、管理費が生じますので、地区や学校などの要望を基に警察等と協議の上、精査する必要があると考えております。

真に設置の必要な個所が認められる場所については、道路管理者である国交省や地区等、関係機関と協議していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

何につけても、その予算の部分がついてくるわけですが。

昨日、澳本議員君もちらっと言っていたのですが、ピンからキリまでその防犯カメラがあります。ほんとに安価なものでですね、しかも今時ですから写りがすごく良くなっているんですね。昔はちょっと写り

が悪くてっていうようなことあったらしいですけど、写りも良くて、安価で、ランニングコストもね、そんなには掛からない部分だと思います。

国道沿いについていうふうな質問にしていますけど、何も10メートルおきに防犯カメラとかいう話でもないわけで、仮に500メートル、1キロ、2キロでも3キロでもええですが。町内に国道、20何キロあるかな、25、6キロあると思いますが、仮に30キロだって、1キロごとに置けば30個、29個になるのかな。2キロごとにおけば15個ぐらいで済めば。その予算的な部分から見てもですね、全く財政への負担というか掛からないと自分は思っておるわけです。しかも、そういった安価な防犯カメラであっても、事件、事故の折には必ず、必ずではないかもしれませんが写って、それに対する捜査であったり検証であったり、それが可能になってくる。今、よく自動車保険なんかでもカメラ、ドライブレコーダーとか付けられさぐく安くなるとかそういった、今の時代そういったことがありますんでね、そういった意味も含めてですね、町の負担として見てそんなびっくりするような負担にはならないと思うがですよ。課長がどのレベルのカメラを言っているのか存じませんが、何十万も、50万も60万もとか、そういうものでなくとも十分に対応できるものが、今いいものがあるわけです。そんないいものがあるのに使わない手はね、ないと思うがですよ。犯罪の抑止力にはね、もう一番やと思ってます。そういうもんがね、黒潮町に行けばカメラばかりで悪いことできんぞっていうふうな、そういうことにもなり得るんじゃないかと自分は思っております。いかんせん町としてはね、予算を有効に使わなくてはいけないというふうなその使命というか、そういった役割も持っているわけなんで、何千万それに使えっていうふうなことではありません。安価なものでもいいものもあります。ぜひですね、そういったことを一度、課長、勉強やないですけどいろんなこう、仮に3万円やったらどんな、5万円やったらどんな、10万円やったらどんなもんだ。そういったこともですね、一度調べてみていただきたいがですけど。

一回それ、見ていただけませんか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的には、町の予算執行に関しては、補助があるものは補助を求めていくということは基本だというふうに思っています。

ただ、言われるように安価なものもあるということはあるんですけども、安価なものであってもやはり補助があるものを基本に進めていくということであると、今の子ども見守りカメラということになると思います。

あと、国道沿いということになりますと、管理者である国土交通省、また、その犯罪に関してどういった所に置くのが有効かということになると警察等にもお話を聞きながら考えていきたいというふうに思いますので、そういったところを含めて、道路管理者、また警察等も協議をしながら、どういったことが犯罪抑止に有効かといったことも含め協議をしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

当然、国道ですんで国交省、国土交通省の方にそういった投げ掛けも必要になってくると思います。ぜひそれはですね強く進めていただきたいと思っております。

また、今申されたように、犯罪の部分であれば警察の方にお問い合わせもせんといかんとおもいます。警察であれば、その信号機なんか管理の方をされておるとおもいますし、いろんなそういった方向いいですか、いろんな考えも持っていけば、町の予算を使わなくてもいい場面も出てくると思います。

ただ、国道沿いの民家でご協力いただける所があれば、そちらへの設置といふうなことも考えられないことはないかとおもいます。その方が早いかなというふうにもおもいますんで。

そういったことも含めてですね、ぜひ前向きな対策、対応の方をお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩します。

休 憩 14時 38分

再 開 14時 55分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11番（宮地葉子君）

通告書に基づいて、本日は2点について質問を致します。

最初に、防災問題についてです。

要支援者への避難支援についてですが、これは先日の濱村議員の質問とも重なると思いますけども、答弁の方もそれなりにお願いしたいとおもいます。

カッコ1ですが、要支援者を対象にした避難訓練は大変大事なことだとおもいます。

そして、今までもずっとこれは言われてきましたけども、町の方としてはどのように考えているのでしょうか。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、要支援者を対象にした避難訓練をどう考えているかのご質問にお答え致します。

要配慮者のこととして答弁をさせていただきますと、町としましては、黒潮町地域防災計画の要配慮者への対策等におきまして、町および関係機関は関係団体等の協力を得ながら、平時からの情報の把握や、情報伝達体制を整備すること、また、連携して個別計画の策定等を含む避難支援体制を整備すること、として位置付けております。

その中で、在宅の要配慮者および避難行動要支援者への支援としまして、目的やその仕様、地域住民による支援、平時の活動や災害発生時の活動の支援活動の確立等について整理をしております。

要配慮者に対する支援につきましては、黒潮町総合防災訓練の中で、各地域ごとに検討をしているところです。黒潮町総合防災訓練は、毎年8月末から9月初めにかけて実施をしております、小中学生や高校生も一緒に避難訓練を実施している地域もございます。

また、高齢者等の要配慮者の皆さんも、玄関先まで逃げる屋内避難訓練を実施している地域もございま

して、高齢者等の要配慮者の皆さんにつきましても、できる範囲で避難訓練に参加していただいております。

今後におきましても、地域ごとに作成をしております地区防災計画の中で検討を深め、犠牲者ゼロを目指し、いつ災害が起きても対応できるよう、実践に生かせる訓練をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

今、答弁をお聞きしますと、いろんな体の機能に合わせて整理をしていると伺えますか、そういうふうには伺えました。それからまた、地域ごとに作成をして整理をしていると伺えますか、そういうことをきめ細かなことがどこまで進んでいるか、第2問、次の質問になりますけれども、かなりそういう点では私はきめ細かくやられているなどのを、答弁の中で伺えました。

要配慮者と配慮と、そういうことを考えたらいいわけですよ。介護が必要な人だけじゃなくて、今の答弁を聞きますと、高齢者でなかなかうまく動きにくいとか歩きにくいとか、そういう人も全部入るということですので、介護の支援を受けてなくても確かにそういうことも大事ですよ。そういうことをお聞きしましたが。

それでは、2 番のですね、そういうことをやっていくには計画が進んでいかなきゃならないと思うんです。今、ちょっと地域ごとに作成もしていると言いましたけれども、避難計画というのがやっぱりあると思うんですが、どこまでこれは進んでいっているのでしょうか。大事なことだと思うんですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、避難計画等はどこまで進んでいるかのご質問にお答え致します。

避難行動要支援者名簿に登録された方についてお答えさせていただきますと、町としましては、これまで土砂災害や台風等の豪雨、風水害に係る避難行動要支援者個別計画につきまして、策定の作業を進めてまいりました。介護サービス事業所等の普段からかかわりのある方たちにもご協力いただき、その方の生活事態に合わせた計画となるよう、ご本人やご家族にお話を伺いながら、希望や支援の方法等も取り入れた計画を作成しております。

今後は、実際に訓練をしながら名簿を更新していくこととしております。また、今年度は行政支援が必要と思われる12名について避難訓練を実施し、計画どおりに動けるか、この計画で大丈夫かについて検証を行い、更新作業を進めてまいります。お一人の方の訓練は近いうちに実施するよう現在調整をしております。ご本人の体調に合わせてながらにはなりますので、予定どおりには進まない場合も想定されますが、まずはお一人の方、そして今年度中に12名を終えられるよう、進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

名簿に登録者がもちろんあるわけですけど、その方たちに沿って、風水害についての避難訓練の避難計画でしたね、それをやるということでした。

生活実態に合わせながら、またですね、希望を取り入れてというふうに言われましたけど、なかなかきめ細かい対応で、時間もかかるし大変だなと思いますし、一回作っても、またその方の状況が大いに変わることもありますので、なかなか避難計画はペーパー上作ったけども、現実になるとそのとおりにいかないということもあると思います。

それで今年度は、まずどういうものか1名の方、その当人の体調に合わせてながら実施をしていく、訓練をやるわけですね。そういうこともするんですが、先ほど聞きましたけど、その生活実態に合わせて希望を取り入れるということは、簡単でいいですがどのようにやっていくのか。そして、どこまでやっていくのか。

それから、その1名の方の避難計画、避難訓練ですか。避難訓練は、これも福祉避難所にやっていくんだと思うんですが、それはどういうふうな計画で進められるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答えします。

今後もその避難訓練を含んだ更新作業ということになっていくんですけども、それは今現在作成をしております避難行動要支援者個別計画が案の段階でできておりますが、それがそのとおり実行できるかというところを検証をしていく必要がございます。そのため、関係者の方たちにもご協力をいただきながら、その方を実際避難をさせてみるという訓練をしていく予定です。そして、その計画に沿ってできない場合には、再度その計画の方を更新をしていき、またご本人の意向であるとか、ご家族の意向であるとか、そういうところを細かくお聞かせいただきながら進めていくということにしております。

その方たちの避難所というのは、福祉避難所の方に避難をしていくことにはなるんですけども、そこは福祉避難所協議会の中で各福祉避難所の方からは了解を得ておりますので、実際のその訓練につきましては福祉避難所の方にもご協力をいただいて、実施をまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

これから、避難訓練を初めてやってみるということですので。

やってみて、その3番に入りますけど、今後の方向がやってみて出るんじゃないかなとは思いますが、やっぱり実際訓練をすると、後でまた私もう1点言いますけど、実際訓練をしてみているいろいろな課題が出てきたり、やってみなきゃ分からないことがいっぱいあると思うんですが。

取りあえずですね、今後の方向と課題という点で3番に出していますので、一応、今の段階での答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、今後の方向と課題はのご質問にお答え致します。

今後の方向につきましては、犠牲者ゼロを目指し、必要な取り組みをしていくことに変わりはございませんので、避難行動要支援者に係る支援につきましては、黒潮町地域防災計画の中に位置付け取り組ん

でまいります。

また、課題ですけれども、計画を作成して1、2カ月時間が経過しますと、要配慮者のうち高齢者、障がい者等は特に、身体状況や精神状況の変化も考えられます。

新規で名簿への掲載が必要な方につきましても、情報収集に努める必要がございますし、随時更新につきましても情報収集が必要でございます。

いずれにしましても、漏れがないよう情報の収集に努めていくことが課題ではないかと考えております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私の方でもあまり準備が、これ問題分からなくてできてないんですよ。これからやっていくということでしたので、本当に要配慮者の避難というのは、犠牲者ゼロを目指すには最後の段階の避難行動かなと、私は考えていました。

最初、津波が来たから、とにかくみんな逃げなきゃならない。今の状況で逃げる状況がなかったんで、今までは、もう逃げて間にも合わないっていうような人たちからどんどん防災の意識が向上してって、何とか逃げれる所まで逃げよう。自分が逃げなきゃいけない、迷惑を掛けるっていうような、どんどん上がっていった過程をずっと私たち踏んできました。

そして、一定津波の避難の意識が住民の中で浸透してきたところに、次は豪雨土砂災害だって、大西町長がそういうふうに言われたんですよ。今はワークショップをしながら、私、それが進んでいっていると思うんです。最後の段階で、健常者とか一定の方、家族がしっかりしているとか、そういう条件にある方は逃げてるんだけど、そういう場所もある程度整ったんだけど、実際に動けない人。それから、動けないし支援がなかなか行き届かない人。町の方では今12名って言われましたが、そういう人をどうするのかっていうのがやっぱり犠牲者ゼロのときは私はすごく思うんですけど、実際は分からなかったんです。

それで、また次に質問をしますけども、健康福祉課の方でも先ほども言いましたけども、これからというところが、実際やってみなきゃ分からないっていうところがあるんじゃないかなと思うんです。ぜひですね、今後それやってみて、また更新して、私たちにその実態を返していただければと思います。

その次にいきますが、防災課長に、防災問題ですけど課長にお聞きします。

先月ですけども、10月の28日の日曜日のことですが、浜の宮部落で要支援者を対象にした避難訓練を行いました。少し歩くのが困難な要支援者2名の方のご協力をいただいて、リヤカーを使って避難訓練を行ったことです。そのときには課長も来ていただきましたが、役場の職員さんや京大の矢守先生も見えての訓練でした。

訓練の内容は、自宅から避難タワーまで、部落の役員さんたちが当人をリヤカーへ乗せることから始めたんですけど、なかなか足腰が弱いわけですから、まずリヤカーへ乗せるのにもちょっと大変だったんですね。一人の方が抱えるんじゃなくて、2人、3人で乗せました。

それからですね、リヤカーへ乗ったらもういいんですけど、リヤカーへ乗ってけががないように、あんまり走らんようにとかいうような意見がありましてですね、そんなに慌てないで行ったんですけど、避難タワーまで行ったんです。避難タワーから今度、当人はタワーの上へ上げなきゃいけないんですけど、ガスで膨らます担架があるんですけど、その担架を出してきたらですね、しばらく、2年ぐらい前しか使ってませんので担架が膨らまないっていうアクシデントがあったりですね。今度やっとならですね、そ

の当人たちが担架から落ちないように、ちょっと留めなきゃならない。その留め方がなかなか分からなくて時間を取って。これは、28分で津波が来るっていうときにできるのかなあ。もう、もたもたしてですね、途中でこら引っ張り上げていか何ていうか、おんぶして行った方が早いんじゃないかとか。そういう声の中で、何とか規定どおりにやって、4人ぐらいで階段を上げました。

それで上でちょっと休んで、今度は下ろす訓練もしたんですけど。下ろすのはそんなに難しいし、重たくもなかったそうですが。私は見てるだけです。できないですから、皆さんやっております。

役員さんたちも、もちろん当人も初めてのことでしてね、やってみてほんと分かったことがいろいろあって、良かったなあ。またやってみなきゃいけないなという声があったのと、ほんとに2名の方が快く引き受けてくれて、役員さんたちも気持ちよく引き受けてくれて、この避難訓練が実現したんですけれども。

課長もそこへ実際見えてましたので、防災課長の、言ったら専門家の目から見て、いろんな課題とか何かあったと思うんですが、その点をお聞かせください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

浜の宮地区が実施した訓練について、私も参加をさせていただきました。先ほど宮地議員が言われた訓練に自分も同行して、その内容等を見させていただきました。

言われたように、リヤカーでタワーに行くまで、また、それからタワーに着いてからタワーの最上階まで上げる。そういった中で、さまざまな課題もございました。

あと、災害時にはやっぱり若い方にも支援してもらいたい。そのためには若い方の育成も必要じゃないかといった地区の方の意見もありましたし。リヤカーを引いていく中でも両側にブロックがあると、それが倒れるとリヤカーが通れない。その方を運ぶことができないとか、そういったことを感じられた方もおられました。

また、議員言われたようにエアバック式の担架にし関しても、しまっておく状況であるとなすぐに使うことができない。そうした状況では津波のときには対応できないね、というような意見もございました。そうした、訓練を行っていろいろと感想があり、問題など課題が見えました。

今回、訓練で課題が見えたというのが、自分は大きな成果だというふうに思っています。訓練をしないと分からないことがたくさんありまして、訓練をしたからこそ、課題について何らかの対応をしなければならぬということが分かりました。いきなり100点ということは難しいですし、困難な部分もあります。だからといって、何もしない、最悪の想定ばかりを考えてそれじゃなにもできないということじゃなくて、今何ができるかということを考えるということが重要だということも思いましたし、参加された地区の方も感じていただいたんじゃないかとふうに思っています。

見つけた課題を少しずつクリアして行って、10点、20点、30点、40点と、どんどん積み重ねていくことによって100点に近づけていく。そうしたことが今後、住民の皆さんの命を守るという取り組みにつながっていくんじゃないかということも改めて感じたところです。

今後に関しましては、福祉部局、また地域、関係機関と協力をして、訓練を今後も引き続き行っていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

その、課長が気が付いた課題を全部というわけじゃないですけど、ちょっと特徴的なこととか、こういうことは気を付けていかなきゃいけないなのというのがありましたが、ちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

やはり、地区の中でも参加される方は、どうしても役員の方が中心となってきています。

言ったように、そこで感じたことは本当に多かったと思うので、その感じたことを地域の中で共有する。それが一番大事かなと思いました。

自分も、先ほど言いましたように感じたところは、やはり避難していくまでの通路は大丈夫かな。しかも、避難した先のタワーの上部への要配慮者に対する対応、それも大丈夫かなというふうなことを思いましたけども。

そこで一つ、エアバッグ式の担架に関しましては、そこでもうすぐに、それなら広げた状態で置いておけばもう何も、組み立てるとかそういったことも要らないので、そうした形にしたらどうかという意見があって。倉庫等を見ると、それを入れておいた状態でやれるスペースがありましたので、それはもうすぐさまそういう形を取ることができましたので。

感じたことは、その場ですぐやっていく。しかも、そこの中で進めれることは進めていくけども、地域の中で共有してやっついていかないといけない課題はあると思うので、それは共有して今後進めていく必要があるのかなということをおもいました。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私たちもせっかく訓練しましたので、今課長が言われたようにいろんな課題を、疑問点も持ちながらです。ね部落の中で共有して、また、ほんと若い人に参加してもらえるようにいろんな点で生かして、今は何十点かですけど、100 点に近づいていきたいなと思っております。

これで1 番については終わります。

2 番の、人権教育と啓発についての質問に入ります。

（議場から「抜けちょう。社協が抜けちょう」の声あり）

失礼しました。すいません。

社協についての質問です。すいません。社協とのかかわりはどうなるかということをお聞きしますが。カッコ1 番として、今年の台風時ですけども、一時的に避難者を社協で受け入れたということをお聞きしました。

そのときは、避難所としての受け入れ態勢が社協の方でできてなかったもので、その経験から備品を備えるなどの準備をすると聞きましたが、今後、社協は避難所になるのでしょうか。

津波の避難所としては、あそこは浸水区域ですので避難所としては適さないですし、豪雨や山崩れの避難所とも思えないのですが、どのような位置付けになるかを、まずお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、社協での避難者受け入れの位置付けについてお答え致します。

黒潮町社会福祉協議会の建物につきましては、黒潮町地域防災計画の中で、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、大規模火災、爆発などの場合の指定避難所として位置付けられております。そのため、今年度の豪雨のときにも、宮地議員先ほど言ってくださったとおり、大ホールに避難してきた方を受け入れた経過があることは、福祉分野の方では聞いておりました。

町としましては、現在、大規模災害時に備えた備蓄は整備しておりますが、風水害等に対する毛布や水等は、どの避難所にも整備しておりません。町が開設する避難所7カ所につきましては職員を配置するため、感染症対策に関する物品等、必要なものは職員が持っていくことになっております。

社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会は、社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると認識しております。また、町社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターの活動も担っておりまして、災害時の対応につきましては町と協定を結んでおり、活動をいただいております。

従いまして、社会福祉協議会として必要な物品、備品等の整備を行っているというふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

社協がですね、指定避難所になっているというのは、残念ながら私は知らなかったんですよ。考えればそうですね。福祉施設ですからね、あそこもね。

それで、備品が用意されてないって言ってましたので、避難してきたんだけど休んでもらう。ゆっくり、寝てもらってという意味じゃなくて休んでもらったりですね。そういうのが全然できてないって言うし、そういう場所として私、用意してると思ってなかったんですけど、今聞いて分かりました。今後、そういう備品もそろえられるということですよ。

では、カッコ2番に移りますけど。

そのように、社協としては指定避難所でもあるということなんですけど、役場庁舎が高台に移転しました。でも社協は今の、ご存じのとおり今までの場所にあるわけですよ。当然津波浸水地域ですので、住民からですね、社協を高台へ移転してはどうかと。何とかそれを議会で声を出してほしいという要望がありました。

その点については、町の方ではどのように考えているかをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮地議員のご質問の、社協の高台移転につきましてお答えを致します。

これまでの答弁の内容としましては、公共施設の高台移転につきまして、業務の効率や日常の利便性のみで判断することの難しさ、また、移転の場所、財源の問題についてお答えをいたしました。

昨日、町長の方が山本議員にお答えをしましたが、佐賀庁舎の移転の内容と重なりますが、社会福祉協

議会、また、その入っております保健福祉センターならびに総合センターの高台移転につきましても、事前復興まちづくり計画を地域住民とともに検討する中で描いていくのが良いのではないかと考えております。

議論行う中で、可能な事業は優先順位を定めまして、財政シミュレーションを見定め、調整しながら計画を実行していくものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かにですね、住民と話し合いをしながら一緒に検討していかないと、住民の中でもみんながみんな上の上にならなくてほしいと言ってるわけでは決してないんです。

というのはですね、役場が上に上がった。お巡りさんも上に来て、車に乗れない人、もう足も弱くて自転車も乗れない人は、何かと不便だという声があります。確かにバスは通ってますけど、行ってすぐ用事済ませてすぐ帰れるということにもないのに、これから社協まで上へ行くのっていうふうな声もあるんですよね。それも、一つの住民の意見だと思うんです。

社協でいろいろ集っているわけではないですけども、私たちはあそこの大ホールを借りていろいろ催しをさせてもらったり、それから民踊クラブは今やってますけど、そういう練習をしたりとかいろんな、あそこを使って町民の方が利用してる施設でもありますよね。ですから、高台に多くの方が移転を望んでいるかっていうのはこれからの検討課題だとは思いますが。

今、副町長のお話では検討する中でとありましたが、実際今後ですね、そういうことについていずれはやっぱり高台へ上がっていかなくちゃならない施設だと思うんですが。

検討するような会を、近々とは言いませんけども、そういう計画があるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは再質問にお答えをします。

昨日、町長の方も申しておりましたが、県の方が事前復興まちづくり計画の策定指針というのをまとめておまして、今年度策定、出来上がるようになっております。それを基に、町の方でも議論をしていくということを決定をさせていただきます。

事前復興まちづくり計画を策定していく中で、総合センターはそれぞれの目的がありますので、目的に応じたそれにかかわる利用者等々の意見をいただいて決定していくことになろうかと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それでは、今すぐにまな板の上にならなくていいけども、高台移転にかんしてですね、どうするこうするっていうまな板の上にならなくていいけども、そういう今後、今出てきた計画に合わせてまな板に上げていくっていう段階ですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えします。

宮地議員の申されるとおりですね、まず、計画を立てる委員会とかが立ち上がるものかとは想像します。

その中で、各団体がまた集まるとかですね、その団体がまた皆さんから意見を徴集するとか、そういう段階を今から始めていくということになるろうかと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かにね、すぐにはいきませんが、というふうに行ける所じゃないとは思いますが。

一つ確認しますが、役場の方としてはですね、いずれは絶対上に上げなきゃいけないと。いろんな課題が今はあるからできないけど、いずれは上げるつもりだという考えをお持ちなんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今、高知県が作っている事前復興まちづくり計画、私も参加させていただいて、2回参加しておるんですけど。その資料を少し見ると、パターンがあるんですね。A、B、C、D、4つぐらいのパターンを示されておって。あるパターンは高台を造成するとか、あるパターンは高台を削って、埋め立てとセットするとか。その中には現地そのままというパターンも示されておりまして、幾つかのパターン、東日本大震災での復興のモデルと、そしてそれにも入っていないモデルもいくつかのパターンを提案するような形を作っていくような過程の資料があります。

従いまして、必ずしも全て高台というふうな議論があるのではなくて、あくまでも住民の方の意見を聞きながら、将来黒潮町の町としてあるべき姿を住民と行政と一緒に考えていく。そういう過程になるろうかと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

住民とともに、社協の今後どうするか。上に上がるか、今のままでいくのか。そういうことを考えていくということでしたので、正式に1問を終わります。

2問目に入ります。

先ほどはすみません、先走ってしまいまして。2番の、人権教育と啓発についての質問に入ります。

3月議会です、人権教育と啓発について質問を致しました。今回はそのときの答弁に対して、私なりに疑問点や、その場ではなかなか頭が回らなくてですね、深められなかった点などがありましたので、それらを主にして質問を致します。

内容によっては3月議会の質問が繰り返される場合もありますので、ご了承いただきたいと思えます。

カッコ1番です。特定の地域を対象にしたフィールドワークについての答弁に対してですが。

3月議会で、人や地域の線引きがなくなった現在、特定の地域についてのフィールドワークは問題ではないですかとの質問に対して、教育次長から、地域を限定したものではないとの答弁がありまして、そのフィールドワークの目的についての説明がありました。

その説明の中の一つは、町の産業にかかわる人々の過去、現在、未来をテーマにしていると。フィールドワークがですね。ということでした。

そして、黒潮町の産業と、それにかかわる人々を学ぶとしておりますが、町の産業を学ぶことは大事な学習だと思います。ですが、その中身は入野漁港、佐賀漁港の歴史から、素もぐり漁について学ぶとの答弁でした。これこそ、私は特定の地域を限定しているのではないかと思います。

また、町の産業といいながら、農業がテーマから外されておりますよね。漁業をテーマにして、結局素もぐり漁へと話を持っているというふうに考えられます。素もぐり漁というのは、主に旧被差別地域の漁を代表する漁法だと思うんです。

町の産業についても広い視野で学ぶことになってないんじゃないかなと、こういう疑問がわきましたので、まず、この2点についてですね質問致します。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、特定の地域を対象にしたフィールドワークのご質問についてお答えをさせていただきます。3月の議会の答弁と重複するところがあると思いますが、ご容赦を願いたいと思います。

まず、フィールドワークとはどのような活動であるか、ということ述べさせていただきます。

それぞれの学習課題、目的に応じて、研修場所を設定しており、地域を限定したものではなく、あらゆる地域、施設を訪問して人に会い、学習する活動でございます。

例えば、農業について学習するためにハウス農家に訪れまして、農作業の見学、そして体験をしまして、農家の思いを知ることを実質やっております。

それを人権教育に置き換えれば、それぞれの人権課題に応じて、その被差別の実態を把握するために、例えば障がい者に対する人権の課題につきましては、障がい者施設を訪問し、そして高齢者に対する人権侵害の課題につきましては、高齢者福祉施設を訪問をしています。

議員ご質問の特定の、地域を対象にしたとは被差別地区のことを申されていると思いますが、同じように部落差別の問題は、被差別の地域を訪問して学習をすることは、ほかの人権課題と何ら変わりがない活動であると思います。

このように、それぞれの人権課題に応じましてフィールドワークの場所は変わりますが、地域の歴史を学び、そこから暮らす人々の想いや願いを知り、そこから課題を見つけ、自らが解決するために行動化をすることを目的として進めております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

私が聞いたのはですね、今まで聞いてきたことはフィールドワークは5年生が対象で、入野漁協と佐賀漁港に行って、素もぐり漁について学ぶというふうに聞いたんですよ。それがフィールドワークの一つだと。5年生のですね。あと、何年生かはいろいろやってるかは知りませんけど。

農業のフィールドワークをずっとやってるんですけど、ハウスを見学するとか、それは大事なことですよ。別に人権課題じゃないと思うんですけど。人権問題としてここへ行ってるわけでしょ。それ限定して私が聞いたわけですけど。

それが特定の地域に行ってるんじゃないですかと聞いたんですけど、その点はどうですかね。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答えいたします。

人権課題という中でも、それぞれ11の課題があると思います。その中で、同和問題、女性、障がい者、それからハンセン元患者、それから高齢者など、それぞれの課題がございまして、その中の同和問題に対する課題につきましては、被差別地区を訪問してフィールドワークを行っておるということでございます。

それで、高齢者の問題につきましては、実際高齢者の施設を訪問し、またはあつたかふれあいセンターと交流を行い、地域のサロンと交流を行い、そういう形で子どもたちは知見を深めております。

障害者施設にも地元にございます、精心園、生華園にも訪問して、それで交流を深めております。

そういう形で、それぞれの人権課題に応じまして、フィールドワークを行ってはおります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

その人権課題としてフィールドワークの中ですら、部落差別がなぜ存在するのか。歴史学習から学び、なぜ今も残っているのかという課題意識を持って、部落差別問題の矛盾や不合理性について追及する学習活動をしていると。そのとおりですよ。次長がこれは答弁したんですが、これが、フィールドワークが部落差別について学ぶ学習になっていると思うんですが。

それでお伺いしますが、部落差別についての学習なら、今の現状についての学習ですよ。それは一緒にしていますか。

今の現状っていうのはですね、まだ部落差別があるからというふうにして、いわゆる旧被差別部落ですね。そこに連れて行って、素もぐり漁を見てもらうか、体験をお話聞くのか、どうか知りませんが。そういうことをしているのが人権教育だと言われまして、部落差別を知るというふうに言いましたけども。現在はですね、特別措置法が失効して、行政上では同和地区も被差別地区もなくなってるわけですね。子どもたちにこの現状を正しく教えているんでしょうか。

国は特別措置法を終了させた理由をきちんと挙げて、分かりやすいように説明しておりますが、その理由の一つは、やめた理由の一つは、実生活の上で部落差別がほとんど見えなくなっている状況であることとっております。

さらに大事なことは、旧被差別地区をこれ以上特別扱えば、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えなくなったことと、そういう理由で法が失効しております。これが国が示した考え方ですが、もう既に約20年前のことで、20年経っております。これを前提にして社会は進んでいるわけですが、今のこの大事な国の現状も同時に教えてこそ、部落差別についての考え方、扱い方、学習じゃないかなと思うんです。

つまり、既にこの部落問題っていうのは歴史的にも現実問題として終わっているという、そういう事実ですよ。それを同時に教えていくのが教育だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

同和対策特別措置法が失効されて、それで同和地区という位置付けの、そういうふうな形の行政上はなくなっていることは、これは先ほど宮地議員も申されたとおりでございます。

しかしながら、やはり部落差別解消推進法でも書かれていますように、今も現存する部落差別をなくするということになっております。従いまして、残念ながら、部落差別は今も残っているのは事実でございます。

その部分で、部落差別が現存するということにつきましては、それを受けておる地域があるということでございます。そこ足を運んでですね、今の現状をお聞きして、それから子どもたちがいろいろな疑問点を探求しまして、それからどうしたら解決の方向に向かうかという、そういうことを考えておる。それがフィールドワークで行っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

ですからですね、フィールドワークでは、今現在はこういうふうになってると。もう法が失効して、こういう地域は存在しないんですよ。そういうふうに進んでるんですよということを両方教えていかないと、子どもたちというのはまだまだ判断材料が乏しいわけですよ。

部落差別がありました。素もぐり漁がありました。貧しかった、大変だったと、今も残っていると。それだけを教えているとは思いませんけども、この大事な両面を教えていかないと、私は地域で特別な授業をしてるんじゃないですかという理由が、私はそういうことを言ってるんですけども。ここを教えるべきじゃないかと思うんですが。

今後どうですか、教えていきます。この点について。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問をお答え致します。

宮地議員の言われるその人権という、この大きな枠組みのこの分のがをしっかりと子どもたちに教えていかなければいけないということの主旨だと思いますが。それ、やはり憲法の 11 条に書かれております基本的人権の尊重ということで、これが一番の大きな人権の枠組みだと私も思っております。

しかしながら、それぞれの人権の課題がございます。で、その人権課題の中に 11 の課題がございます、その大きな枠組みの中に人権教育というのがあると思います。それに 11 の課題がございます。それは先ほど申しましたように、同和問題、女性、高齢者、子ども、それから HIV、ハンセン元患者、それから在日朝鮮韓国人の皆さん。そういう課題があって、それをしっかり個別の課題を解決していかなければ、人権が守られていけないというふうに、私は捉えています。

従いまして、これからもその人権の一つ一つの課題をしっかりと解決するために、フィールドワークは必要な教育活動だと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私はね、現場に行つて学ぶフィールドワークそのものを否定しているんじゃないんです。この旧同和地ですね、そこに行つて、佐賀漁協、入野漁協へ行つて素もぐり漁を学ぶとかね、その部落の実態を聞くとかですね、そういう人権教育だと、同和教育というんですか。それだったら、今現在はもうここには被差別部落っていうのはないんですよ。法が失効して。いいですか次長、次大事ですけどね、今は混住が進んでますよ。昔はこういう、まあ言つたら分かれてたあつたかもしれないけど、今は混住も進んで、結婚して入ってくる人、結婚して出ていく人。結婚しなくても出ていく人、入ってくる人。こういう地域になつて、今はもうそういう実態もあつて、ないんですよということを教えていかないと、本当の解決方法にならないと思うんです。

そのフィールドワークそのものですね、農業ハウスへ行つて農業を見るとかですね、いろんな所を体験することと一緒にしないでほしいんですけど。

それを私、言ってるんですけど、どうですかね。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、部落差別解消推進法の第1条では、現在もなお部落差別が存在するということを明記しております。

それで、これは今もなおということですので、昔は差別をされていたということではなくて、現在も差別を受けている地域があるということでございます。ですから、私は被差別地区があるということでも申し上げております。

法的に正確に言えば、特別措置法が失効したことイコール同和对策事業の対象地域がなくなったということで、それで被差別部落がある以上、部落差別がある以上、被差別地区が存在をするということは事実でございます。その差別によって心を痛めている人たちもたくさんいるということは、これも事実でございます。従いまして、部落差別解消推進法に地方公共団体としての責務と致しまして、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう詰めるものとするということと。

また、教育および啓発においても、その地域の実情に応じて、部落差別を解消するため必要な教育および啓発を行うよう詰めるものとするということが、第5条の第2項に明記されております。

従いまして、これからもそのように進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

1 番ばかりやってるわけにいきませんので、次です。

この問題ですけども、藤本次長とバトルやってもなかなか前へ進みませんが。次長一つだけね、被差別地域っていうふうには言いませんよね。気を遣つて旧被差別地域と。気を遣うじゃなくて、それが正しい言い方じゃないかと思うんですが。まあそれ置いておきます。

次にですね、畦地教育長にお尋ねします。

教育長は、このフィールドワークの答弁に対して次のように、略してはありますが答えてくれました。

かつての被差別地区に行くと、子どもたちが学ぶことは歴史学ぶことだと。そして私たちは先祖から全がつながっているから、先祖の過ちも先祖の汗も努力も含めて、先祖の思いを学ぶ。だからこの地区に足を運んで史実を学び、過ちがあれば二度と繰り返さない等々、中身は省略していますが、主にこんなような内容だったと思うんですね。

私はですね、黒潮町の先祖の歴史や過ちを学ぶという意味では大変大事なことです、先祖の歴史や過ちを学ぶという広い全体的な学習と、今は法的にもなくなった旧被差別地域を学ぶのとは意味が違っているといます。この点はもう繰り返しませんけど、今藤本次長とやりましたので。

黒潮町の先祖の足跡を全体的に学ぶことはとても大事なことです。先人が汗をかいた歴史は、素もぐりだけではもちろんありません。ご存じだとは思いますが。私3月議会でも言いましたが、昔はみんな貧しかったんです。段々畑を山の上まで耕して、今はそれが耕作放棄地になってますが、当時は有機肥料でしたので、し尿を入れたタゴを担いでですよ、両脇担いで、山の上まで運んだ父母の姿。入野の浜では貴重な現金収入だったので、塩取りをしていたと。それで学校へ行く前に急いで浜へ行って塩をかけた。そういう苦労話とか、炭焼きの暮らしもありました。それら、今の子どもたちは知らない足跡だと思います。こういうことも大事なことです。先人たちの足跡という点では。

また、先人たちが起こした過ち、二度と起こしてはいけない最大の過ちは、先の戦争ではないかと思えます。戦争こそ、一番人権を踏みつけにする最悪の、二度と起こしてはならない過ちだと思います。日本は世界で唯一の被爆国ですが、黒潮町でも、身近に放射能の被害者の方がおいでます。それは、マグロ漁船に乗っていたビキニ被災者の方なんです。ビキニ被災者の方が実際おいでるけど、もう生の話を早く聞かないと、高齢化してどんどんお亡くなりになっています。ビキニ被災者の方の生の話を子どもたちに聞かせたでしょうか。

また戦争の足跡で言いますと、上川口には朝鮮国女の悲しい歴史があるお墓もあります。

また、上川口小学校は唯一、大方では唯一だと思うんですけど爆弾が落ちて、小学校に落ちたと。唯一じゃないですかね。爆弾が落ちてますよね、学校にね。そういうこともあるんですね。

フィールドワークの主旨が先人たちの足跡を学ぶのであれば、ぜひ子どもたちに一定の、旧被差別地域だけじゃなくて、一方的な歴史観だけを教えるのじゃなくて、広くて、さまざまな先祖の暮らしや産業の上に、こんにちの私たちの暮らしがあることを教えてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

子どもたちが歴史に学ぶ必要性というのは、今、宮地議員がかつての私の答弁を簡略してご説明していただきましたので、その思いにまだ変わりはありません。

やはり子どもたちは日々の強化学習の上に、地域の学習を積極的に先生方をお願いしておりますけれども。その際に、現在だけを学ぶのではなくて、必ず現在こうなっている産業も歴史も文化も含めて、現在こうなっているには、必ず先人のいろんな汗や、努力や、思いや、いろんなものが連綿と続いた結果、目の前の事態が起きているということをございますので、必ずそういう先人の思い。そういうものに心を馳せることができるような地域学習をお願いをしたいということで、先生方にはお願いをしているところ

であります。

例えば、今おっしゃいました上川口小学校の朝鮮国女、あるいは被爆の碑の話。それから防災でありますと、安政津波の碑。それは、ある日突然そこに碑があるわけではなくて、それをそこに運んだかつての当時の若者たちの思いに馳せる。必ずしも部落差別にかかわるフィールドワークだけしかやってるわけではありませんので、さまざまな地域の歴史の上に、各学校でフィールドワークをやっているということは誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、過去と現在のことを、現在は地区がないんだということを教えなさいという話でございますけれども、先ほど次長の説明にもありましたように、確かに法的な線引き上の地区というのはありません。これは法律でないということになっております。で、議員のお話の中にも、今は見えなくなっているんだというお話がありましたけれども、むしろ見えなくなっているからこそ、子どもたちにしっかり過去と現在、そして未来を見せる必要があるというふうに、私は思っております。

私どもの所には、この地から町外に出ていった進学先、あるいは就職先で、やはり生まれをゆえに差別発言をされた、あるいは目の前でそういう話をされたんだけれども、自分は出自を言うことができなかつたということで、悲しい思いをして帰ってきた子もいますし。

以前、この場で確かお話ししたかと思えますけれども、例えば私の友人の娘さんは、自分の出自を言うことができず結婚をしたというような事例が、実際あるわけでございます。そういうときにしっかり、その地区に生まれた生まれないにかかわらず、非合理的なそういう生まれた場所による差別がいかに非合理的な話であるかということ子どもたちに、しっかり現地も見せながら、過去、現在、未来もしっかり説明をしながら、教えていくということは大事だと思っております。

従いまして、地域の人々の努力、地域の人だけではありませんけれども、そういう被差別の人たちの努力によってある時期法ができて、その結果こういう改良が行われて、今は法律はないと。しかし、現実はどうなるかというのを現地で、地域の人に話を聞く。それが、先人に思いを馳せる教育として大事なのではないかと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

フィールドワークがですね、部落差別だけ、旧被差別部落だけをやってるんじゃないと。それは分かりました。5年生が、私はそこへ特別行ってるというふうに聞きましたので、ちょっと思いましたけど。

それですね、部落差別について学んであったら、昔こうだったんだと、見えなくなってるんだっていう教え方だと言ってましたけども、法的な地区はないのであれば、それ自体は国はこうしてるんだよという、今現在はこうなんだよということも付け加えてきちっと教えてるんです。言ってるんです。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

細かい法律体系までこと細かく子どもたちに教えるわけじゃございませんけれども、歴史を学ぶ中で、先ほど言いましたようにあるときに特措法ができて、現在はなくて、今はどういう法律の下に、一般事業として事業が行われていますということについてはですね、子どもたちへの指導を行っているというところでもあります。

ただし、それは5年生ということではなくて、当町の場合は、小中全校で統一した学習カリキュラムを

作っておりますので、それぞれ必要な学年の際に、そういうことについてはしっかり指導をしていくということでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

今現在は、旧被差別地域についてどういう現状にあるかっていうことは、正しく教えていくのが教育だと思います。教えてると。教えてるのか、どこまでが強調されているのか、ちょっと私は今の答弁では分かりませんでしたけど。

この地域は今は混住が進んでも、昔こうだったというところまでいかないですね、いつまでもここに住んでる人全員が差別を受けてるわけではもちろんないですし、全員がそういう出自の人ではないですから。やっぱり子どもたちは今後のこともありますので、正しくですね、歴史も教えていくべきだし、将来についても教えていくべきだと思います。

こればかりやったら時間がかかりますので、そのもう一つですね。

人権学習として、藤本次長も言われましたけど、高齢者施設、障がい者施設を訪問し、それぞれの人権課題に応じて被差別の実態を把握するとの答弁がありました。

さらに、それと同じように被差別の問題は、被差別地域を訪問して学習することは、ほかの人権課題と何ら変わらない活動であるというふうに答弁がありましたよね。人権課題として、高齢者施設、障がい者施設の位置付けについてですが、なぜこの施設を訪問することが人権教育なんでしょうか。

これらの施設を、被差別の実態という言葉に示されているように、高齢者や障がい者を差別される人々と捉えてるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

実際的に、あったかふれあいセンターとの交流学習とか、三世代ふれあい健診に子どもたちが行って、高齢者の皆さんの医療活動についてお手伝いをするとか、それから、ニコの種の共同作業所を訪問しましてそれで交流するとか、そういう形の部分で交流活動を進めております。

そこではやはり、大きい意味での人権意識の高揚を図るということを目的としておりますので、最初から被差別の立場という形で訪問しておるわけじゃございません。

そこでいろいろ交流して、それでその勤める人たち、そこに通う人たちの思いを共有しようということが目的でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

人権学習の中で、高齢者施設、障がい者施設を訪問するというふうに私は答弁で受けたんですけど、そうじゃないんです。違うんです。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

この人権学習につきましては、学校の総合学習という時間帯を取って行っています。そこで、その中に高齢者、それから障がい者、それから平和の学習、そちらの方をずっと、同和問題もそうですけども。それを1年生から6年生まで、そして中学1年生から3年生まで、系統的にずうっと並行して実施しております。この時期だけ特にこれをするということではなくて。そういう形でですね、人権教育の部分が大きなプログラムとなっております、それを同時進行で進めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

ちょっと分かりづらかったですけど。

高齢者や障がい者はどういうふうに、その施設を訪問してどういうふうに人権学習をしているのか。もちろん中身は、私は分かりませんが。

高齢者や障がい者の人権問題っていうのはずっと複雑だと思うんですね。もっともっと。施設を訪問したから分かるとか、そういうもんじゃなくて、もちろん私たちと違う地域をずっと見て回る。そら高齢者や障がい者に限らずですけど。さっき言った農業のハウスだとか。そういう百聞は一見にしかずで、子どもたちがいろんなことを体験していくというのは学習で必要ですが、私が問題だと思ったのは、人権学習として高齢者施設や障がい者施設を訪問して被差別の実態を知るといふふうに答弁がありましたので、それを取り上げたんですが。

その高齢者や障がい者を差別をされる対象と、そういうふうに捉えているわけではないですよ。再確認ですけど。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

その高齢者を被差別の対象という形で決めつけておるのではないかというご質問だと思いますが、そういうことではなくて、やはり高齢者の皆さん、地域の知恵袋としていろんな人生の経験も持たれておると思います。それと、子どもたちに対してその経験をいろいろ教えていただくことも実際やっていただいています。

例えば、保育所なんかの庭で畑なんかをやっていますが、そういうところで高齢者の皆さんに来ていただいて、いろいろ大根の植え方とかそういうもののノウハウを教えていただいたりしております。

そういう形で、高齢者の皆さんと触れ合うことによって、その高齢者の皆さんの知恵とかもいただく。そして、それを今度子どもたちが何らかの形で返すと。そういうような形の部分の交流を目指しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ3月議会の答弁とちょっと方向が今違っておりますけど、これをやってもなかなか行き着きませんが。

私はですね、高齢者の人権課題っていうのは、その施設に行ってみるっていうものじゃないと思うんですよね。もちろん次長もご存じだと思うんですけど。高齢者の人権課題っていうのは、介護や医療とかね、高齢者福祉の問題があつて、ほんとは暮らしていけないほど低い年金とか、高い国保料とか、介護保険料。そういう問題があるんじゃないかなと。そういうところまであるので、施設に行ったから何とかじゃなくて、差別の。フィールドワークのついでに言われましたので、フィールドワークのあれに旧被差別地域だけに行ってるんじゃないかと。そういうところまであるので、施設に行ったから何とかじゃなくて、障がい者施設も高齢者施設も行くんだという答弁でしたので、そういう差別の対象として見ているのかなと思いましたが、こういう質問をしましたけど。

差別の対象じゃなくて、それぞれ違う、私たち大多数の人とはちょっと違うという意味で、いろんな生き方がありますから、そういうことでそういう施設を見に行ってるんでしょう。どうなんですかね。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほども申しましたように、そういう直接被差別の対象という形の部分ではなくて、やはりその高齢者からいろんなものを学ぶ。それから、それと自分の子どもたちですね、その考えておることとそれを照らし合わせる。それによって実際、今、高齢者の皆さんが抱えておる課題なんかを見つけ出して、それが子どもたちが自分たちで解決できることがあるとしたならば、どういうことをしたらいいのか。そういうところまで掘り下げたような総合学習を、黒潮町の教職員の皆さんは一生懸命頑張ってます。

非常に丁寧な学習プログラムを組み合わせて進めております。なかなかそこまで私の方から説明ができないことが残念です。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

総合学習の一貫としてやっているということですね。

では、カッコ2番にいきます。解放子ども会も特定の地域で行われている子ども会ではないですか、という質問ですが。

解放子ども会について、課長の答弁では、町民館、児童館が担当をしているとのことでした。そしてその目的については、人権に対する心豊かな子どもに育つための教育。人権に対する心豊かな大人に成長するためのものである、との説明がありました。

このような目的はどの子にも必要なものではないでしょうか。それがどうしてですね、解放子ども会の特定の子どもだけが対象になっているのでしょうか。町民館、児童館というのはどこの地域もあるわけではないですよね。このような地域限定の取り組みは、公平、平等の原則から考えても、一般的教育活動と少し言えないんじゃないかなと思うんですが。

この限定的な対応を学校教育の中に位置付けているのかどうか分かりませんが、解放子ども会について今言ったようなことでお聞きします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の2の2番、解放子ども会についてお答えをさせていただきます。

町内にはたくさん子ども会活動を行っている団体がありますが、解放子ども会という名称で活動しているのは、大方地域に浜松解放子ども会、佐賀地域に横浜解放子ども会の2団体があります。双方ともですね、小学部会が低学年と高学年に分かれておりまして、あと中学部会、高校友の会の、4つの部会に分かれております。

本年5月1日現在で、浜松解放子ども会が57名、横浜解放子ども会が24名が活動しております。加入条件に地域の線引きはしておりませんので、町内のどこの地区の子どもでもあっても自由に参加できる状態であります。現在も、町内各地から参加していただいているのが現状であります。

活動の主な内容につきましては、同和問題などの人権課題を中心と致しまして、防災学習や平和学習など幅広い課題を取り入れながら、人を大切にする心を育む学習を行っております。

また、活動の場所につきましては、大方、佐賀とも両児童館が主たる活動の拠点となっております、児童館の運営を委託しておりますNPO法人が各種事業のサポートを行っております。

従いまして、子どもの発育過程において命の大切さを学び、人を大切にする心を育む学習を行うことにより、幅広い人権感覚を持った大人に成長するための活動を行っている団体。そのように理解をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

確かに解放子ども会ってというのは、児童館や町民館、それがあ地域だけの子どもが参加できるんじゃないかと、あらゆる地域の人に開放してますよと、どなたが来てもいいですよという主旨は分かります。だから行ってる人もたくさんいると思いますが、実際、その近くでないとなかなか行きづらいですよ。

各地域子ども会ってというのは、うちも浜の宮子ども会ってのもありますが、そういうような系統立った子ども会活動はできません。そういう学ぶ場所もないし、教えてくれる人もいません。そういうふうですね。

ここだけ、その地域以外の人もちろん参加できるんだけど、ここだけ特に解放子ども会というのが2カ所あるのはどうしてですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

名称のことだけではないかもしれませんが、いろんな活動している子ども会ありますけれども、解放子ども会としての活動はこの2団体と申し上げました。

ただですね、活動の内容はですね、子どもたちの自発的な考え方が基本になっております。その活動を児童館あるいはNPO法人がサポートしているということでございますので、活動そのものについては子どもたちの自発的な活動ということになっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

子どもたちが自発的な考えをする、そういう活動をするっていうのは、何もこの解放子ども会に限らず町内全部、子どもたちみな必要な活動ですよ。

ただ、どうしてこの地域に解放子ども会っていうのがあって、そういう活動ができて。その地域以外の人も参加できますよいうてもなかなか、先ほども言いましたけど遠くからは行きづらいです。子どもたちね。やはりその地域の人が一番行きやすいですよ。57 人と、佐賀は 24 人もおると言いましたけど。だからいろんな地域の人がもちろん集まってると思うんですが、全部の子ども会とちょっと違いますよね。そういう点はどうしてですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

その他の子ども会とどのように違うか、ということではないかと思えますけれども。

2 つの解放子ども会については、人を大切にするために大人になるための活動は、何回も申しますけれどもしております。

その他の子ども会についても、人を大切にする活動等は行っていると思えます。そんなに違いはないようには思えます。

すいません、以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

やってる内容が私、濃いんじゃないかなと思うんですよ。解放子ども会の人ね。

普通の子ども会がそこまでできてるかどうか、ちょっと疑問ですけども。まあ、これやっててもですが。特別に私は子ども会というのがあるんじゃないかなと思うです。場所もありますからね。で、NPO が付いてますからね、できてるんじゃないかなというのが、特定の子どもの会じゃないかなというのがと。

一つ私ね、すごく前から疑問なんですけどね。解放子ども会っていいですけど、子どもたちは何から解放される対象なんです。それに参加する子どもたちっていうのは全員、何かしらから解放されると。解放されなくちゃいけないんですかね。これ、解放子ども会っていうのは単なる名前ですか。単なる名前なら、ただの子ども会でいいと思うんですけど。浜松子ども会とかですね、横浜子ども会ですか、それでいいと思うんですけども。

ほかの地域のある子ども会とちょっと違うわけでしょう、こういう点からも。何から解放されるんです、これ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

この名称のことについてですが、解放子ども会。解放を付けたことはですね、役場とか NPO 法人が付けたものではなくてですね、保護者会等の過去の古い歴史の中でですね、名前がそのように付いたものであると思います。行政等が関与したものではありません。

活動についても、先ほど申しましたけれども、子どもの人を大切にするための活動を勉強しているとい

うことですので、その中には当然、保護者の意見も参考にしながら取り入れます。

議員言われる、何から解放されるのかということでもありますけれども。人権問題として、部落差別問題がございます。それは法の失効いかに問わずですね、過去の歴史、史実から見てもですね、現存してきております。そのあたりを、人としての自由に生きる権利等守るための人としての解放につながる学習だと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

こればかりもやってられませんから次へ進みますけど。

普通の子ども会とは違いますよね。やってて内容も違うし、濃いさも違うし、予算がどれぐらい入っているもんとかちょっと分かりません。どれぐらい使ってるもんだか分かりませんが。

人として大切なこと。まあ生きる力をつけるとかはですね、そういうことはどの子ども会でも、どの子どもたちでも大切なことなので。まあ、あんまり子どもたちを普通一般の子ども会と、特別な子ども会とあるということ自体が、私はおかしいんじゃないかなと思っておりますが、今回は2番ですからまだ、終わりますね。

カッコ3番にいきます。特定の地域を線引きする実態調査についての答弁に対してです。

3月議会で地域住民課長は、実態調査について、十分な調査検討を行った上で実施の可能性を可否を判断して、事業計画協議会に上げていきたいと。やるともやらないとも、まあ検討するというような答弁だったと思うんですね。そうですね。

それでこの答弁はですね、やるとした場合ですよ、大事な前提が欠けてるんじゃないかなと思うんです。部落差別を解消するための推進法というのがありましたけど、そこで審議されたときの実態調査についてはですね、前も言いましたけど、この調査の主語は国なんですよ。国が実施するんです。

もう一つはですね、部落の実態調査ではなくて部落差別の実態調査なんですよ。するとしたら。

で、何度も、今も言ってますけども、線引きがなくなって法的にも部落というものがなくなった。旧被差別部落というものがなくなったので、部落の実態調査っていうのはできないんじゃないかなと思うのが一つと。

もし町独自で行うとしても、できるのは部落差別の実態調査に限定されますが、特定の地域を線引きするような調査は問題があると思うんですが。

実態調査をもしするとしたらですね、まず地域を特定するために、何を基準にして特定するんでしょうか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません、通告書に基づきまして答弁を構えておりましたので、ちょっと議員の質問が突っ込んだ内容でしたが、取りあえずは通告書の基づきまして答弁をさせていただきます。

去る3月議会におきまして、議員から、法が失効した後に地区を特定して行う実態調査には問題があると、ご指摘いただきました。それに対して私からは、実態調査をするしないにしても、事前にその内容

や手法を十分検討し、調査を行うことで新たな差別を生むことがないように留意しながら、調査で得られた内容が今後本町が進める人権同和行政の貴重な基礎資料となり、真に部落差別問題解消に資するものでなければならないと申し上げました。この方針は、現在も変わってはおりません。

黒潮町における同和地区に対する実態調査は、旧大方町が2001年、平成13年に行っており、旧佐賀町が2002年、平成14年に町民館白書という形で実施されております。内容は、双方とも地区の産業や職業の分類、健康診断の受診率などが報告されております。それ以後、町民館の相談員が訪問活動時に聞き取った内容等を取りまとめた軽微なものもありますけれども、地区全体を一斉に調査したものにつきましては、この白書が最後になっております。

また、2016年に施行された部落差別解消推進法、その第6条に規定する実態調査が全国で行われております。この調査は、議員も言われましたとおり、事業主体は国、法務省であります。

それをちょっと調べてみますと、四国の町村で調査対象になっているのは2つの町村の50人しかおられません。恐らく黒潮町の住民の方で、この調査対象になっている方はいないのではないかと思います。

いずれに致しましても、本件につきましては、当課と教育委員会の人権担当において実施の可否を検討中ではあります。しかしながら、その結論が出ていないのが現状であります。

従いまして、部落差別解消法の付帯決議にもありますとおり、調査を行うことで新たな差別を生むことがないように留意しつつ、実施のいかんにかかわらず、慎重かつ適切な判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

通告書でちょっと、質問の方向が違いましたかね。失礼しました。

それはですね、今までもこの地域を特定した調査をするようになってというのは議会で繰り返し求められて、私が記憶では3回あったんですよ。それについて、課長は今検討しているという答弁を言いましたよね。その部落差別解消を唱えていきながらですよ、昔の特定した地域を再度復活させるような要望を出して、議会で調査しなさいっていうのはどうですかっていうのが出されるんですけど。3回ですけど。部落差別解消を唱えながらですね、私たちはまるで特別ですよと云ってるかのように聞こえてですね、私はいつも矛盾を感じてるんです。それで、議会では2回とも明確に否定されてるんです。これについては、私が何でもう一回取り上げたかといいますと、前の答弁はですね、第6条、その部落差別解消のための推進法ですよ。その第6条の調査はあくまで国が行うものであり、町が主体となって調査をすることではございません、という否定の答弁がされていまして、どうしてこういうはっきりした答弁が出てこないのかと思って、やる素地、どこかに残してるのかな、やるのかなというふうに考えたんですよ。

今の課長の答弁聞きますと、国の方の対称になってるのは50人なので、多分黒潮町の対象はいないだろうということでした。

また、この調査をすることによって新たな差別を生んではいけないと。そういうことも考えた上で検討するということでしたので、今のところはこういう調査はないというふうに考えてよろしいですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私が答えるのは、これ調査というのは行政施策を作っていく上で大切な行為でございますので、そういう意味で私の方でお答えさせていただきたいと思います。

まず、実態調査に対して、黒潮町の基本的な考え方でございますけれど、まず、黒潮町の人権尊重のまちづくり条例の中で、同和問題の解決が町の重要な課題であることは明確となっております。その課題を解決するためには、課題解決のための施策を、先ほど申しましたように考えなければなりません。その施策を立てるには、とにかく現状把握をする調査が必要であり、これはこれまでも実施してきたところでございます。

そこで、宮地議員先ほどの質問の中で、国の考えはこうであるというふうにおっしゃられた部分がありましたけれど、2002年、同和対策の特別措置法から地域改善対策特別措置法になって、そして地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置に係る法律、非常に長い名前で地対財特法と言うんですけど、33年間、特措法がやられてきたわけでございますけれど。その法が切れる間際ですよ。2002年の6年前。このときに、国の政府の諮問機関がございまして、最初の同和対策特別措置法ができるときは、同対審答申といわれましたけど、そのころは地域改善対策特別法、地対協の意見具申というのが出ております。そのときに出ていることを少し引用させていただきますと、そのときのテーマは、同和問題の早期解決に向けた今後の行政の基本的なやり方について取りまとめというものでございます。

その中で、まず、同和問題の基本的な認識の部分のところで、同和問題は過去の問題ではないと。この問題解決に向けた今後の取り組みを、人権にかかわるあらゆる解決につなげていくという広がりを持った現実の課題であるというふうに答申、具申されております。

そして、今後の施策の基本的な方向という部分では、同対審答申。同対審答申は、部落差別が存在する限り、この行政は積極的に推進されなければならないと指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来に増して行政が基本的人権尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の実情や事業の必要の的確な把握に努め、真摯（しんし）に施策を実施していく。ここが大事なんですけど、主体的な姿勢が求められるというふうにまとめられております。

特別措置法が終了して、宮地議員以前のご質問やったと思うんですけど、何が変わったか。これの最大の変ったこと、特に大切なことは、行政の主体性が強く問われるようになったということです。そのために黒潮町では、黒潮町独自で、黒潮町人権尊重のまちづくり条例。そして、黒潮町人権施策推進基本方針。さらに黒潮町人権教育推進計画を定め、主体的に課題解決を目指しているところでございます。

人権課題を解決するためには、人権課題を解決するための実態調査をする場合は、例えば女性問題、あるいは障がい者問題の実態調査をする場合に、当該者抜き調査はあり得ないと思います。

また、昨年部落差別解消推進法第6条、先ほど次長からも説明がありましたけれど、全国で1万人、そして四国の中では325人で、町村では50人と。この数字のレベルから言うと、この黒潮町の実態というのはまず把握できていないと考えております。

従って、今後におきましても同和問題の解決に向けた黒潮町独自の実態調査は必要であると考えており、その手法については部落差別解消推進法付帯決議にありますように、新たな差別を生むことのないように留意することは当然であり、事前に調査内容や、その手法を十分に検討して実施していかなければならないと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それでは町長にお聞きしますが、2002 年より 6 年前、6 年後には意見具申というのがあったんですかね。

それと、それは大きな問題じゃないんですけど、実態調査が必要だと。黒潮町でもですね。独自の実態調査が必要だというふうに、今までのあれとはちょっと違って答弁がありました。

それで、地域の実情を知るために必要なんだというんですが、その地域をどのように特定していくんですか。それをお聞きします。

何でかといいますとね、私たちが心配してるのは、地域を特定してやると新たな差別を生むということですよね。そういうことになるんじゃないかと思って心配してるんですけど。町長も今言われたように、新たな差別を生まないように十分留意しながらという、言葉は簡単ですよ。言うことは。でも実際やるとしたら、この地域に住んで、この方は部落差別受けてる方ですって、そして特定していくんでしょうか。

どうなんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

地区を特定した実態調査というのはですね、調査の手法に関する事だと考えております。それは、その調査が必要であるかどうか。必要であるのか、そうではないのか。あるいはまた、そのことが新たな差別を生む調査につながるのかどうか等、事前に調査内容やその手法を十分、かつ慎重に検討しながらやらなければならないと思っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

ちょっと答弁が違うと思うんですけど。ずれてると思うんですけど。私が理解してないかもしれませんが。

そういう手法を考える上でですね、実態調査をする場合は地域を特定しなきゃならないと思うんですけど、手法。やるとしたらですよ、特定しなきゃならないわけですよ。そういう場合、新たな差別を生むことになる。それを心配して言ってるんですけど。

それとは違うんですか。私が言ってること、ずれてます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

少し違う。その手法については、まだここでこうするという判断には至ってないんですけど、当事者の意見ですよ、それをどういうふうに把握するのか。そういうことは必ず必要であって。そして、そのことも踏まえて調査するとき、その手法については必要なものであるのか、あるいはそうでないのか。

あるいは新たな差別を、この調査をすることで起こすのかどうか。それは実施する段階で慎重に、専門家の意見も聞きながら考えていくということでございます。

調査はさまざまな方法があると思っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それじゃあですね、その当事者はどう決めるんですか。

それをお聞きします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

それぞれのそういう運動をされている方もおいでますので、そういうところの意見も聞きながら検討をしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

運動団体の意見も聞きながら、当事者を決めていくということでしたね。ちょっと問題があるんじゃないかなと思いますが、こればかりやってもまだ検討をするところがあるようですので。

ぜひですね、新たな差別を生まないようにほんとに。専門家の意見を聞きながらって言いますが、当事者を決めること自体も、地域を決めること自体も、もう新たな差別を生むということははっきりしてますので、そこは町長お分かりだと思うんですけど、やることを前提にしないで、ほんとにさまざまな角度からこの問題に向き合ってほしいと思います。

それでは4番に移ります。カッコ4です。

研修や啓発も時代に沿って変革すべきだと思いますが、どのように考えるかについてお聞きします。

前回も言いましたけど、同じようなことですが、町民がどのような考えを持つかは自由ですよ。町の方針に反対したり、意見を述べることも自由です。それは人権問題についてもどのような考えをするか、それも自由ですよ。これが、憲法19条が保障する内心の自由だと思います。

ですから、町民の考えを変えることを目的としている、行政がそういう人権啓発をするのであれば、おかしいと思います。それは前回のときも住民課長が、そこは分かってくれました。行政がやるべきことは、人権尊重のための一般的な考え方をお知らせすることではないかと思います。これは3月議会でも言ったことなんです。

それですね、3月議会でも言いましたが、昨年公表された総務省の部落差別実態調査では、部落問題について啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けたことがないと答えた人に比べて、気になるの割合が相対的に高かったと。そういうことが総務省の調査結果で出てるわけですね。ですから、このことは啓発そのもの存在が問い直される時期に来ていると思います。

少し抽象的ではありますが、時代に沿って、研修も啓発も変革する。そういう時点に来ているんじゃない

いかなと思っておりますが、見解を伺います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、研修や啓発も時代に沿って変革すべき、のご質問についてお答えをさせていただきますと思います。

宮地議員のご指摘のとおり、人権を取り巻く環境が複雑、多様化をしております、研修目的に応じた適切な研修方法を実施しなければならないというふうに感じております。

多様な研修方法を設定致しまして、さまざまな研修機会を提供してまいりたいというふうに考えています。

そのためにも、先ほどから申しておりますように、人権一般の教育を進めると同時に、個別の同和問題をはじめとする女性問題、障がい者問題などの課題も、しっかり実施していかなくてはいけないというふうに感じております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それではカッコ5番に移ります。

働く人の人権問題についての取り組みを、再度伺います。

前回の答弁では、次長は、人権教育推進計画の中で、働く人の人権問題にかかわる記述はございませんとありました。そして、男女平等と総合理解について学識会を設定、と説明しております。住民課長からは、企業その他事業所への話をして、出前講座をしているとの答弁もありました。

私が提起したのは、提起の仕方が悪かったかも分かりませんが、身近な人権課題の中に働く人の人権をどのように位置付けているかということなんですよね。

答弁を用意していると思うんですが、どのような取り組みをしているか、再度お願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の2の5番、働く人の人権問題についてお答えをさせていただきます。

本年3月議会におきまして、議員から働く人の人権問題、特にパワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメントに対する質問に対しまして、教育委員会からは教育に関する内容で答弁致しました。今回のご質問は働く人の人権問題でありますので、啓発部局を担当する地域住民課、当課の方の答弁をさせていただきます。

昨年4に改訂した第2次黒潮町人権施策推進基本方針では、職場における人権教育、啓発の推進を掲げており、その中で人権啓発研修への講師派遣や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を行うというふうに明記しております。

その具体的な手法の一つと致しまして、町民大学などの各種研修会はもちろんではありますが、以前にも申しましたが人権出前講座を行っているのが現状であります。この人権出前講座は、町内の事業所からの申請によりまして県が直接講師を派遣する事業です。講師の派遣に掛かる費用は県負担のため、事業所の負担はありません。職場に居ながらにして身近な人権課題に対する研修が受けられることから、こ

れまでも老人介護施設を中心に多くの事業所にご利用いただいております。高齢者や障がい者、パワハラやセクハラ等の人権課題について研修を行っております。

なお、昨年改正した黒潮町人権尊重のまちづくり条例、また第2次黒潮町人権施策推進基本方針の中には11個の人権課題がありますが、直接労働者、働く人についての人権課題は明記しておりません。しかしながら、労働者の中には女性や高齢者、障害を持たれた方やジェンダーの方たちもおられますので、町が進める施策と致しましては一定網羅できているのではないかと考えております。

パワハラやセクハラ、マタハラなどのハラスメントは、以前はあまり表に出ることが少なかった人権課題ではありますが、時代や社会の変化に伴いまして、近年では大きな問題としてクローズアップされてきております。

これからの企業は人権問題に対する企業倫理が問われ、人権感覚の乏しい企業に対しては世間の風当たりも厳しくなっているのが事実であります。

従いまして、研修会等を企画立案する段階から、仕事をされている方、労働者の方ですね。が参加しやすい環境となるよう、時間や場所、その内容について十分な検討を行いながら、一人でも多くの方が参加しやすい環境になるように整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町の11項目の中に働く人の人権とか、あれは差別が主ですからね出てませんが、その働く人の人権問題っていうのは本当に大事なことだと思うんです。

それで、日本の労働現場っていうのは、低賃金で長時間労働。非正規の割合は4割と高くて、そして国際用語にもなりましたが、過労死という、他の先進国と比べても過酷で特異な実態がありますよね。とりわけ、非正規で働く若い皆さんは深刻です。それらを解決する権利として労働基本権がありますが、労働基準法で、労働条件の最低基準を定めるなど、労働者の権利は定められていても、現実にはそれらが十分に活用され働く人たちの権利がきちんと守られていないのが実情ではないかと思うんです。

ですからこういうことについてもですね、働くのは人権問題なので、出前講座をするということでしたから、実際働く人にもこういうちゃんとした権利もあって、守られているんだよということ。それから、今の現状とか実情とかいうことも取り入れてほしいなと思ってこういう質問をしてるんですが、なかなかそういう権利があっても守られていないのが実情ですので、職場での不当解雇とか、また、あるいは組合差別。先ほど課長が言われましたパワハラ、セクハラ、または妊娠者に対するマタハラなど、職場での嫌がらせなどなど。新聞等々でも報道されておるが、大きな社会問題にもなっております。

特に今はコロナ禍の中ですので、非正規の人や女性の労働者には厳しい実態があることが、新聞やテレビ等々でも数多く目にしますよね。だから町にどうしなさいというわけじゃなくて、そういう問題も含めた上で、やっぱり働く人の人権ということを大いに、これから人権問題の課題の大きな重点課題としてこれも取り入れてほしいということなんです。

それでですね、教育委員会にお聞きしますが、子どもたちはいずれどこかで働くことになるわけで、人権教育の課題の中に働く人の問題が取り上げられたいくべきじゃないかなと思います。それは小学生なのか、中学生なのか、段階があると思うんですが。働く人たちも労働基準法があって、人権、いわゆる人としての権利は守られているんですよという、そういう点などは教育ではどのように取り上げられており

ますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをします。

働く人の権利を、学校でどのように子どもたちに教えているかということでございますけども。

細かく少しご説明はしにくいところもございますけれども。例えば小学生ですと、どっかといえば道徳の中で、働く人のことについて取り上げをして、特に清掃等にかかわる人たちのことを取り上げをして、そういう人たちの仕事がいかに社会のために必要な仕事であるかということを子どもたちに考えさせるとかですね。

中学生になって来ますと、今度は公民ですかね。そこらへんで社会の制度とし学ぶことになっておりますので。

そういう各学年の発達段階に応じて、各教科で働く人の権利といいましょうか、人権について学習をしているというふうに認識をしております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私も学校教育の中身はなかなか分からなくてですね、子どもたちにそういうことが教えられているということでしたので、またぜひですね、差別問題だけじゃなくて、人権というのはこういうところにあるというのはもちろん分かってやってるわけですから、そういうことも取り上げてほしいと思って、今回の質問に再度取り上げました。

6 番に移ります。

人権イコール差別、差別イコール部落問題のニュアンスを含んだ人権教育。そうではなくて、憲法に基づいた人権学習はどう生かされていますか。そうですね、必要と考えるかどうかということなんですが。

3 月議会でも述べましたけども、人権学習という以上、憲法の人権規定の学習は大前提であると思っております、3 月議会でも質問したとこですよ。次長は、人権教育推進計画の中で、直接日本国憲法に係る記述はございませんという答弁をいただきました。で、次長が、第 11 条、第 14 条、13 条、97 条を挙げて、これは大前提であり、その下に、これを基本として人権教育推進計画を策定していると、そういう答弁でした。

今回質問した中で、私としては、特定の地域を対象にしたフィールドワークがあると。それから、何から解放されるのかちょっと疑問が残る、特定地域の解放子ども会もまだある。以前の答弁と少し、微妙な変化をした部落差別の実態調査の件などですね、まだまだ差別イコール部落問題のニュアンスの中身が完全に黒潮町の中で払拭（ふっしょく）されてるとは、残念ですが思いません。

でも、今回ですね、先ほど教育長言われました学校の教科書の公民ですよ、小学校の教科書を友達から借りて見ました、この公民という教科書ですけど、これも借りて読みました。本当に憲法については正しくて、ほんと丁寧にかかれてありました。びっくりしました。勉強になりました。私、子どものときもっとこれ、こういうふうに習ったのかと。今の子どもたちは、写真が入って、絵が入って、いろいろ分かりやすいように説明されているということを初めて知ったんですけれども。子どもたちには正しい人権、憲法に基づいた人権の意味が教えられていることを信じます。

この前、この下の黒潮ホールで、人権の作品展というのがありましたよね。それを見せていただきましたが、その作品の中には、戦争や平和についての絵も何枚かありましたし、LGBT の象徴である虹色の描かれた絵もありまして、少し子どもたちの考えが垣間見えたような気がしました。子どもたちの中で、人権問題についてはこういうふうに捉えてくれているのか、という安心感もありました。

少し余談ですけども、この間の選挙のときにある団体が、いろんな点をシールで質問したそうです。そして、気候問題と LGBT 問題について一番関心があった年代は 10 代だったそうです。その 10 代だったということは、LGBT 問題についても気候問題についても、これは学校で教えているからじゃないかなと私思ったんです。昔はこういう、気候問題は今は大きくなったことですから。その LGBT 問題というのはもちろん今ごろ出てきたことで教えられたことはないんですけど、今の子どもたちってというのはそういうところに芽生えてきているんだなということをお聞きしまして、大変安心したことでした。

今後でもですね、憲法を土台にした人権教育を続けてほしいと思いますが、再度ですね、答弁を教育委員会の方でお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、憲法に基づいた人権教育のご質問についてお答えをさせていただきます。

宮地議員の、人権イコール同和問題のご指摘について、3 月の議会での答弁の方と重複をするかもしれませんが、人権教育の指導方法等の在り方についての第 3 次取りまとめでは、人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる、と記載されております。

従いまして、人権一般教育も必要ですので実施しますが、個別の課題もしっかり実践していかなければならないというふうに思っております。

その個別課題として、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に取り組んでまいりますということを先ほどから申しておりますが、同和問題だけを重要であると言っているのではございません。それは、これまでの同和問題への認識の広がり、社会的な取り組みが先行したことで、ほかの差別問題、人権課題が取り上げられてきた歴史を踏まえれば、広く差別問題、人権課題を共感的に理解する糸口としての意義を同和問題は持っているというふうに思います。

従いまして、同和教育で実践してきたことを基に人権教育を進めてまいります。同和問題だけでなく、高齢者、子ども、障がい者、ハンセン病元患者、性的志向、性自認などの多様な人権課題の研修会も開催し、取り組んでおります。

先ほどから申しておりますように、人権教育を進めるに当たりましては、日本国憲法の基本でございます国民の権利及び義務の第 11 条、そして第 10 章最高法規の第 97 条、これを遵守することは大前提でございますので、これに基づきまして人権教育を進めてまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

まあ執行部、教育委員会とも相容れないところも少しはありますが、憲法を土台にした教育をこれからもしていくということでは一致していると思います。大事なことで大前提だということでした。

人権というのは、子どもたちがこれから生きていく上でとっても大切な権利ですよ。人は生まれながらにして、人として生きる権利、人権を持っております。しかし、人権は天から降ってきた、そういう権利ではなくて、長い間の人民の戦いの結果、勝ち取った、大変貴重で大切な権利です。そして人権は、これを守るために不断の努力をしていかないと、簡単に崩されてきた現実も山ほどあります。

ぜひこれらの点も踏み込んだ、中身の濃い人権教育を今後も続けていかれることを願って、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 54分